

# I 給与計算の基礎

# 目 次

はじめに	1
はじめての方のパソコンによる給与計算の使い方	1
<b>第1章 給与</b>	<b>1</b>
1. 給与	1
2. 給与と法律	3
3. 給与支払の原則	4
4. 給与支払明細書	4
<b>第2章 給与計算事務</b>	<b>6</b>
1. 年間給与計算事務の流れ	6
2. 給与計算の体系	9
<b>第3章 月例給与計算</b>	<b>10</b>
1. 給与支給額の計算	10
2. 控除額の計算	14
3. 社会保険控除	15
4. 税金等の控除	22
<b>第4章 賞与計算</b>	<b>28</b>
1. 賞与	28
2. 控除額の計算	28
<b>第5章 年末調整</b>	<b>30</b>
1. 年末調整	30
2. 年末調整の必要な理由	30
3. 扶養控除	31
4. 扶養控除等（異動）申告書	34
5. 給与所得者の配偶者特別控除申請書	35
6. 給与所得者の保険料控除申告書	36
7. 扶養控除額等の金額	37
8. 年税額の計算	38
9. 給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿	39
<b>第6章 給与計算の実務課題</b>	<b>40</b>
賃金規定	40
演習問題7	42
<b>参考資料</b>	<b>69</b>

# 第1章 給 与

## 1. 給与

### (1) 給与の考え方

労務の提供による対価が給与です。

給与は関係する法律により呼び方が異なります。

所得税法……………給与  
 社会保険（健康保険法、厚生年金保険法等）……………報酬  
 労働保険（雇用保険、労災保険等労働保険の保険料の徴収等に  
 関する法律）……………賃金

### (2) 給与の範囲

		含まれるもの	含まれないもの	備 考
所得 税 法		基本給、超過勤務手当、 家族手当、皆勤手当、 住宅手当、地域手当、 役付手当、職務手当、 期末手当、ならびに賞与な ど	宿直手当、通勤手当、食事手当 非課税限度額  宿直手当 3,200円（1回） 通勤手当 50,000円／月 食事手当 3,500円／月	
健康 保 険	金 銭 で 支 給	基本給、超過勤務手当 宿直手当、通勤手当、 家族手当、住宅手当、 地域手当、食事手当、 皆勤手当、役付手当、 技術手当、生産手当、 年4回以上の賞与等	結婚祝金、 見舞金、退職手当 社内行事賞金、出張旅費 年3回までの賞与	
厚生 年 金	現 物 支 給	食券 通勤定期券	制服 作業服 記念品や賞金	
雇 用 保 険		基本給、超過勤務手当、 宿直手当、通勤手当、 家族手当、住宅手当、 地域手当、食事手当、 皆勤手当、役付手当、 技術手当 生産手当、賞与等	退職金、祝金、死亡弔慰金、 見舞金、解雇予告手当、 住宅手当	住宅手当は社宅などの貸 与を受けない者に住宅手 当を支給する場合は賃金 とする

### (3) 給与の分類

給与を支払形態と給与体系から考えてみましょう。

#### a. 支払形態

##### ① 期間で支払う給与

完全月給制……………月額が決められている。

日給月給制……………日額が決められ、勤務日数により比例し支給される

時給制……………時間単価×労働時間

日給制……………一日あたりの支給額×労働日数（季節労働者等）

##### ② 出来高で支払う給与

歩合制……………稼ぎ高に一定の率を乗じた金額で支払う。

年俸制……………給与額を年間契約する。

#### b. 給与体系

給与を構成する要素、つまり支給額の内訳は企業によってまちまちです。



## 2. 給与と法律

給与は、社会生活での中軸となるものですから、無秩序に設定したり、簡単に変更したりすることはできません。

したがって、給与に関しては法律や規則によって保護、制約される部分がありますので、給与担当者はこれらの知識を正確に知っておく必要があります。

給与に関係する主な法律、規則は次のようなものがあります。

### (1) 支給金額

- ・労働協約
- ・就業規則
- ・労働基準法（労基法）

### (2) 社会保険控除

- ・健康保険法
- ・厚生年金保険法
- ・雇用保険法

### (3) 税金等控除額

- ・所得税法
- ・地方税法

### 3. 給与支払の原則

労働基準法に基づき、次の給与に関する事項を就業規則に明記しなければなりません。

#### (1) 賃金

基本給、諸手当等の支給額、割増額

#### (2) 賃金の計算

残業、休日出勤、遅刻、早退、欠勤等の計算方法および端数処理

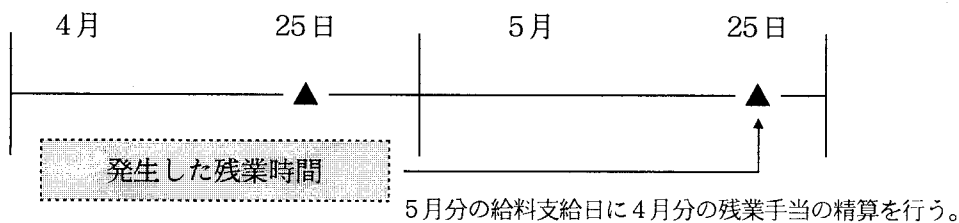
#### (3) 賃金支払の5原則

- ・通貨払いの原則 …………… 現金で支払う（銀行振込も含む）
- ・直接払いの原則 …………… 直接本人に支払う
- ・全額払いの原則 …………… 法律や規定に従うもの以外の控除はできない
- ・毎月払いの原則 …………… 月1回以上支払う
- ・一定日払いの原則 …………… 毎月一定日に支払う

#### (4) 賃金の計算期間

毎月変動する部分（残業手当等）について計算期間を設定する。

残業手当の例（月末締め、翌月給与払いの場合）



### 4. 給与支払明細書

企業により明細書の形式は千差万別です。また明細書の各項目は給与における企業の特徴を表しています。

明細書を給与支給時に従業員に渡すことは、所得税法等で義務づけられています。

給与支給明細書

年 月

氏 名

支 給 額		控 除 額	
基 本 給		健康保険料	
技 術 手 当		厚生年金保険料	
住 宅 手 当		雇 用 保 険 料	
家 族 手 当		所 得 税	
生 産 手 当		地 方 税	
皆 勤 手 当		組 合 費	
役 職 手 当			
通 勤 手 当			
時 間 外 手 当			
総 支 給 額		控 除 額 合 計	
差引給与支給額			円

## 第2章 給料計算事務

### 1. 年間給与計算事務の流れ

給与計算事務は、1月から12月までの一年間をサイクルとして種々の計算を行います。年間の給与計算事務に入る前に、一般的な会社の給与に関する事務の概要をみてみましょう。

#### 1月

- ① 10日までに、昨年末に行った年末調整による源泉徴収税額の納付を行います。
- ② 前年中に支払った給与について給与所得の源泉徴収票を作成し、本人には1枚を渡し、本人の1月1日現在住んでいる市町村へは2枚を給与支払い報告書（総活表）とともに送付します。これによって前年の収入に対する住民税が計算される。期限はいずれも1月31日です。
- ③ 給与支払日の前日までに扶養控除申告書を社員1人ひとりから提出してもらう。これから1年間の所得税徴収は、この申告書にもとずいて税額表の適用区分を決めます。
- ④ 社員数が常時10人未満なので源泉徴収した所得税の納期の特例を受けている場合には、前年7月～12月分を1月10日までに納付します。

#### 2月

- ① この月は源泉徴収に関する事務は、給与計算以外にありません。

#### 3月

- ① 昨年の年収が1,500万円以上の人など所得税の確定申告を3月15日までに提出します。

#### 4月

- ① 新入社員があれば、ただちに扶養控除等申告書を提出させます。そして、それをもとに個人別源泉徴収簿や賃金台帳を作成します。
- ② 新入社員については、入社日から5日以内に健康保険、厚生年金保険の資格取得届を社会保険事務所に、また、入社月の翌月10日までに雇用保険の資格取得届を職業安定所にそれぞれ提出します。

#### 5月

- ① 年度更新を行う事務所では、労働保険の保険料の申告納付を5月15日までに行う。前年分の保険料を確定精算し、その不足分と今年度分の保険料を確定精算し、その不足分と今年度分の保険料を概算し、一括納付するわけです。概



算保険料は分割納付（延納）が場合によってはできるので、そのときに第一期分を納付します。

## 6月

- ① 住民税で市町村長より納期の特例の承認を受けた場合は、前年12月分より本年5月分までの住民税（1年分の住民税の後半分）6月10日までに各市町村へ一括納付します。
- ② 住民税の徴収は6月より開始します。

## 7月

- ① 賞与を支給する場合には、前月の社会保険料控除後の給与の額によって税率を求め、徴収する税額を計算します。
- ② 賞与からは所得税のほか、健康保険料、雇用保険料も徴収する。健康保険については、賞与支給後5日以内に社会保険事務所へ健康保険賞与支払届を提出しておきます。社会保険事務所からは月々の保険料とともに翌月中に納入告知書が送られてくるので翌月の月末までに納付する。なお、年4回以上支払われる賞与は報酬となるので注意が必要です。
- ③ 納期の特例を受けている場合の所得税源泉徴収税額（1月～6月分）の納付を7月10日までにいきます。

## 8月

- ① 健康保険・厚生年金保険の算定基礎面（定時決定）を行う。これは社会保険事務所に報酬月額算定基礎届を8月10日までに提出します。
- ② 延期が認められている場合の労働保険料の第2期分の納付を8月31日までにいきます。

## 9月

- ① 6月に昇給のあったところでは、健康保険・厚生年金保険の随時改訂事務が必要な月です。1人ひとりについて昇給のあった月以後3か月間の平均賃金が従来の標準報酬月額から2等級以上変動していないかどうかチェックする。変動があれば、健保・厚保の報酬月額変更届けを社会保険事務所に提出します。

## 10月

- ① 8月に提出した健保・厚保の算定基礎届（定時決定）にもとづいて10月分から新しく保険料に変更する。徴収は11月分支給の給与からであるため、本人に伝えるとともに賃金台帳には新保険料を記入しておきます。

## 11月

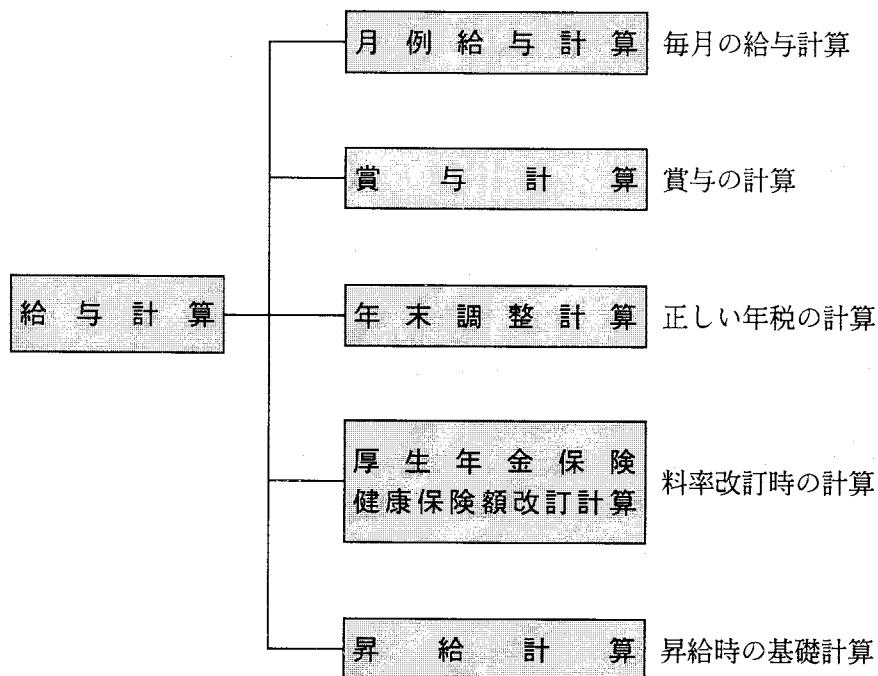
- ① 健保・厚保の10月分を11月分給与から徴収します。
- ② 労働保険料延納第3期分を11月30日までに納付します。

## 12月

- ① 扶養控除等申告書、保険料控除申告書など各種申告書を早めに提出してもらって、内容に誤りがないかどうか確認をして本年最後に支払う給与（賞与）で年末調整を行います。
- ② 年末賞与からは健康保険料を徴収し、「健康保険賞与等支払届」を支給後5日以内に社会保険事務所へ提出します。
- ③ 納期の特例を受けた住民税（6月～11月分）の納付を12月10日までに行います。

## 2. 給与計算の体系

給与計算には、賃金情報、勤怠情報をもとに処理を行う月例給与計算を初め、賞与計算、年末調整計算、厚生年金保険・健康保険額改訂計算などがあります。



# 第3章 月例給与計算

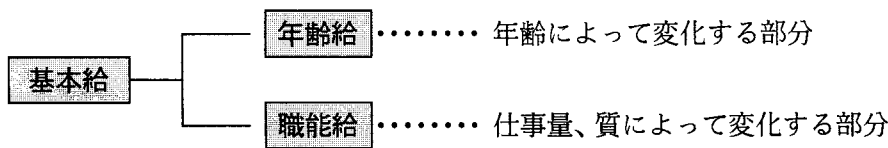
## 1. 給与支給額の計算

### (1) 基本給

基本給とは、給与のベースとなるものです。

これは従業員の生活の基盤となり、手当がこれを補填するのが一般的な考え方です。

基本給の構成は各企業によってまちまちですが、基本的には次のように分類されます。



年齢給と職能給のバランスは、若年層では年齢給の割合が大きく、中高年になると職能給の割合が高くなります。

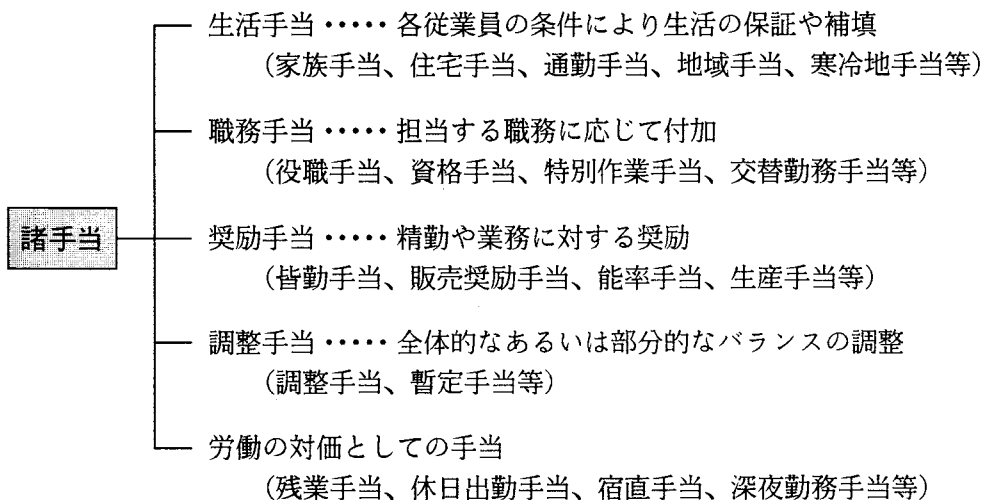
### (2) 手当

給与の基本的部分は基本給ですが、基本給がカバーできない部分を補う（手当する）のが手当の一般的な考え方です。

手当の特徴は次のとおりです。

- ・特定の条件を満たす人に支給される
- ・労働の対価として支給される
- ・臨時的、補助的に支給される

手当の具体的な種類や名称は各企業でまちまちですが、概ね次のように分類されます。



※除外される手当として次のものがあります。

(労基法では除外項目を定めている)

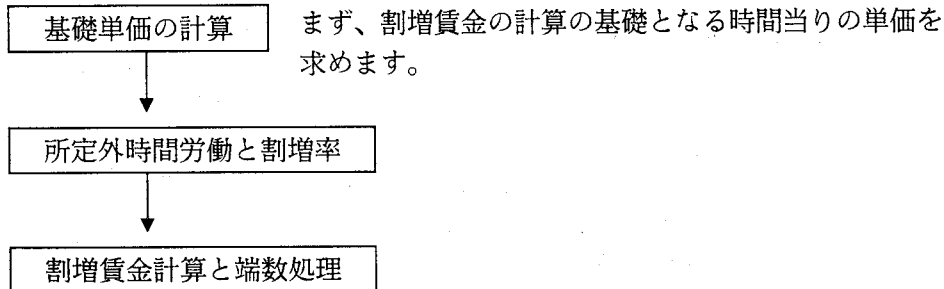
- ・家族手当
- ・通勤手当
- ・別居手当
- ・子女教育手当
- ・臨時手当
- ・賞与

基本的な考え方としては、労働の対価として考えられないものを除外している。ただし、次の手当は計算の対象として含まれるので注意が必要です。「住宅手当、皆勤手当、交替手当」

### (3) 残業、休日出勤手当の計算

前述した手当は、支給額が固定的なものと、変動的なものに分類して考えることができます。変動的な手当の主たるものは、所定外時間労働に対する割増賃金の支払、つまり残業手当、休日出勤手当、深夜勤務手当等です。

これらの手当の計算方法については、次のように行います。



#### a. 基礎単価の求め方

基礎単価 = 1時間あたりの賃金 (単価)

つぎの計算で求めることができます。

$$\text{基礎単価} = \frac{\text{支給額計} - \text{除外される手当額計}}{\text{1カ月の所定労働時間}}$$

就業規則で定められている1カ月間の所定労働時間

- ・ 年間総時間の1カ月平均
- ・ その月の所定時間等

※除外される手当として次のものがあります。  
(労基法では除外項目を定めている)

- ・ 家族手当
- ・ 通勤手当
- ・ 別居手当
- ・ 子女教育手当
- ・ 臨時手当
- ・ 賞与

基本的な考え方としては、労働の対価として考えられないものを除外している。ただし、次の手当は計算の対象として含まれるので注意が必要です。  
「住宅手当、皆勤手当、交替手当」

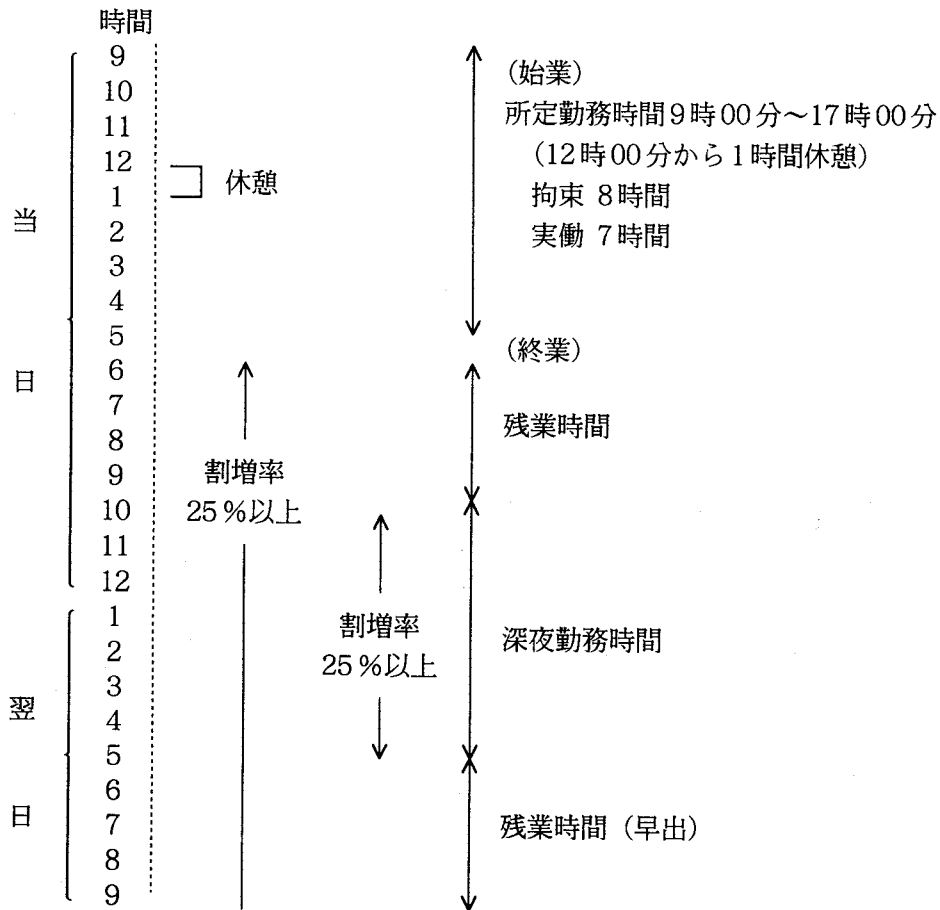


b. 所定外時間労働と割増率

就業規則などで定められた労働時間（所定勤務時間）以外の勤務については、所定外時間労働として、割増賃金を支払う必要があります。

所定外時間労働には、次のようなものがあります。

- ・時間外勤務・・・1日の労働時間を超える分（残業時間）
- ・休日出勤・・・会社が休日と定めた日の勤務
- ・深夜勤務・・・22時00分から（翌日）5時00分の勤務



労働基準法では1日の労働時間を8時間週48時間（62年度改訂で週40時間ただし、当面は46時間）と定めている。この範囲に含まれる時間、例えば夕方5時から6時までの1時間の労働時間の賃金の扱いは労使間で決めることとなります。

割増率25%は労働基準法で定める最低基準です。

※深夜勤務の割増率は25%以上です。ただし、残業の延長として深夜勤務を行う場合は、残業の割増率25%がプラスされ50%以上となります。

c. 割増賃金の計算と端数処理

割増賃金の計算は次の手順で行います。

$$1 \text{ 時間あたりの基礎単価} = \frac{\text{支給額計} - \text{除外される手当額計}}{1 \text{ カ月の所定労働時間}}$$

$$1 \text{ 時間あたりの残業単価} = \text{基礎単価} \times (\text{割増率} + 1)$$

$$\text{月当りの残業代} = \text{残業単価} \times \text{残業時間}$$

端数処理について

労働基準法では、割増率を25%以上と規定しています。したがって、上記のように計算を行っていくと計算の途中で端数が発生します。この取扱いについては、原則的に労働者の不利にならないように対処します。

- ・25%の場合 …………… 切り上げ
- ・25%を越える場合 …… 労使協議  
(労働基準法では切り捨ててもよい)

演習問題 1

表3-1は、ある社員の基本給、各種の手当及び労働時間/月などの条件を示したものです。この条件に基づき、(1)、(2)の間に答えなさい。

表3-1 基本給、諸手当及び労働時間/月

基本給 150,000円	1カ月間の労働時間 200時間
技術手当 10,000円	
住宅手当 10,000円	
家族手当 7,000円	
生産手当 10,000円	
皆勤手当 3,000円	
役職手当 17,000円	
通勤手当 13,000円	

(1) 1時間あたりの単価（基礎単価）を計算しなさい。

基礎単価は                  円です。

補書シート参照

## (2) この社員の当月の

残業時間（時間外労働）は10時間（25%割増）

深夜勤務（深夜労働）時間は3時間（50%割増）

でした。この場合の時間外手当および総支給額を計算し、次の給与支給明細書の支給額欄を完成しなさい。

給 与 支 給 明 細 書			
年 月		氏 名	
支 給 額		控 除 額	
基 本 給			
技 術 手 当			
住 宅 手 当			
家 族 手 当			
生 産 手 当			
皆 勤 手 当			
役 職 手 当			
通 勤 手 当			
時 間 外 手 当			
総 支 給 額		控 除 額 合 計	
差引給与支給額			円

## 2. 控除額の計算

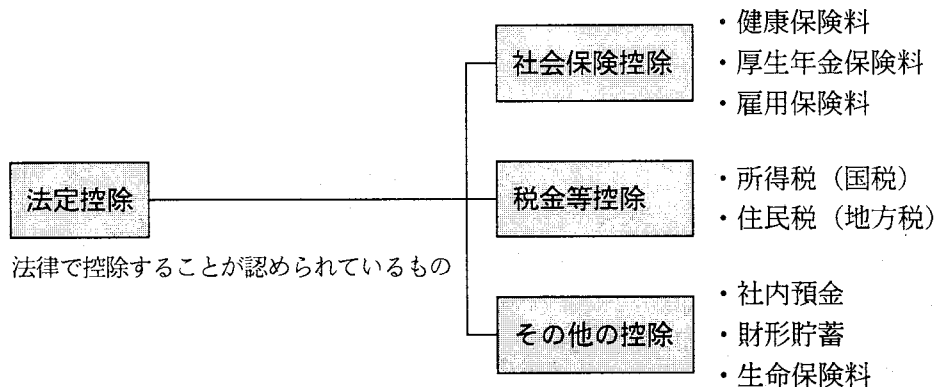
総支給額の全てが手元に支払われると、こんな嬉しいことはありません。しかし、私達が保障された社会生活を送るためにはそれなりの義務を果たす必要があります。

義務と保障が控除（特に法定控除）の基本的な考えかたです。

### (1) 控除項目の体系

控除項目としては次のようなものがあります。



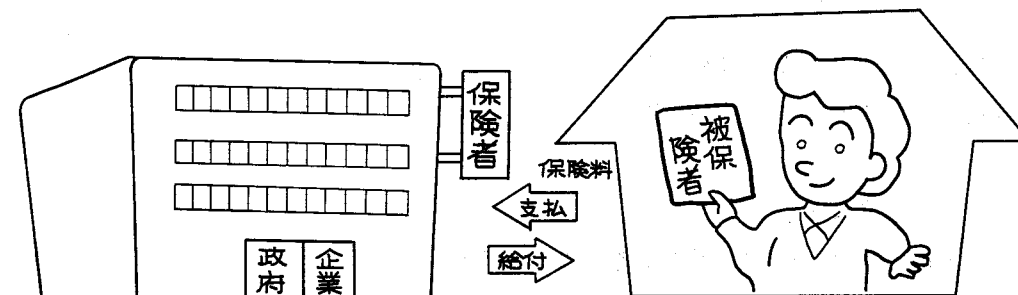


就業規則や労使間の協議で控除が認められているもの。企業によってまちまちです。社内預金、財形貯蓄、生命保険料、立替金返済、社宅費、寮費、昼食代、労働組合費、クラブ費等

### 3. 社会保険控除

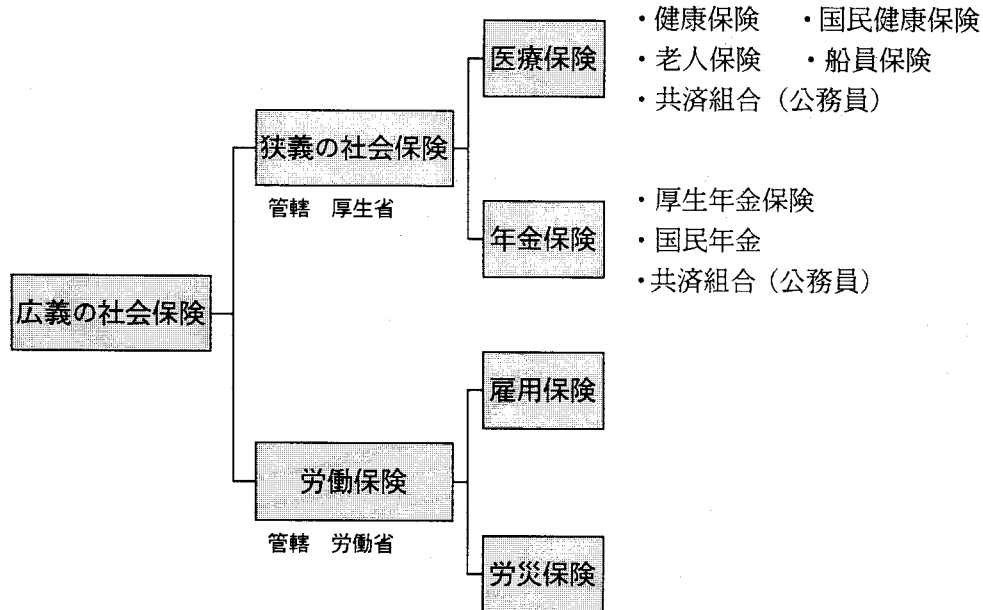
社会保険は社会保障制度の一つであり、被保険者の医療費、収入の補償をおこなうものです。

次の図のような関係で制度が確立されています。



保険者と被保険者

また、社会保険は次のように分類することができます。



### (1) 健康保険

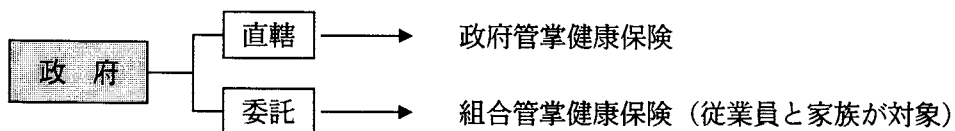
業務外に発生した従業員とその家族の医療保障および補助。

#### a 概要

- ・被保険者（従業員）は、治療費の1割を個人負担。
- ・家族は、治療費の3割を個人負担。（入院は2割）

#### b 制度

- ・政府管掌健康保険…… 保険者は政府
- ・組合管掌健康保険…… 保険者は大企業が組織する健康保険組合（組合保険）



保険事務の煩雑さを分散するため一部民間へ委託

c. 保険料の計算

厚生年金保険料の計算と料率を除いて、まったく同じです。  
計算の方法については、厚生年金保険料の項目で説明します。

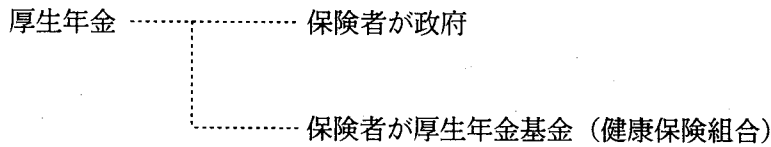
(2) 厚生年金保険法

老後、ケガや病気で働けなくなり生活の基盤を失った時の補障。

a 概要

- ・老齢厚生年金 …… 65歳以上に給付
- ・障害厚生年金 …… 障害の度合いにより相当額の給付
- ・遺族厚生年金 …… 遺族に対する年金の給付

b 制度



c 保険料の計算（健康保険、厚生年金保険）

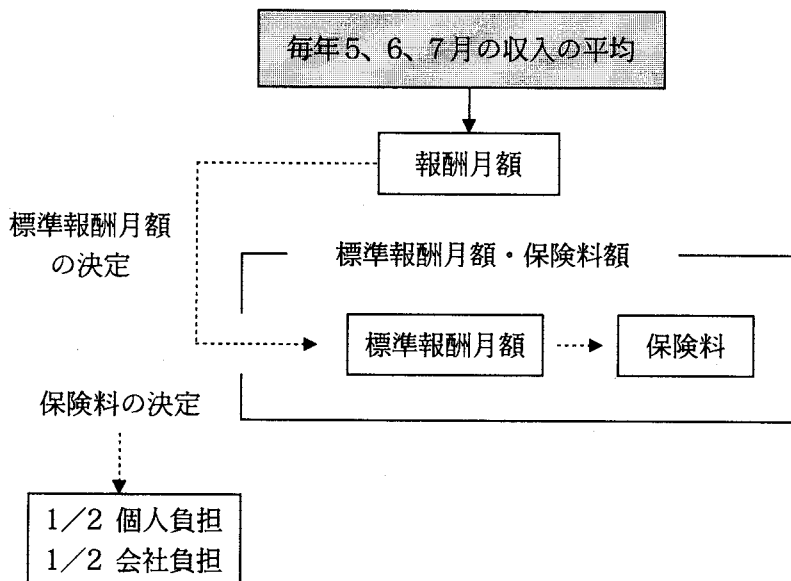
健康保険料、厚生年金保険料の計算の仕方は、料率を除いて全く同じです。  
次に計算の流れを説明します。

・報酬月額 of 計算1

入社時の報酬月額は入社時に決定され、固定的賃金の合計額により料額表から標準報酬月額を決定します。

・報酬月額 of 計算2

引続き継続して勤務している社員は



一般的に4~7月に  
給与の変更が発生する

注意  
保険料は、報酬にか  
けられます。  
報酬に含む手当と除  
く手当がありますので  
注意が必要です。

d 届け出と期間

- ・毎年5～7月の3カ月の報酬から保険料を決定する → 定時決定
- ・保険料が決定したら「被保険者報酬月額算定基礎届」を8/10までに、社会保険事務所へ提出します。
- ・新保険料は、10月から翌年9月まで適応します。
- ・固定的な収入が大きく変化した場合、保険料の変更をします。

「被保険者報酬月額変更届」(月変)の提出 …… → 随時改定

随時改定は昇給された月と第1カ月として以後3カ月間の固定的賃金の平均額が現在の等級と2等級以上の差がある場合に、月額変更届を提出し、改定します。

昇給月  
4月

5月

6月

7月

昇給月

第1カ月+第2カ月+第3カ月=2等級以上の差があるときは7月分から改定します。

8月分の報酬を支払う際に新等級の7月分を適用します。

e 健康保険 厚生年金保険 標準報酬月額保険料額表

標準報酬		報酬月額		健康保険		厚生年金保険										
等級	健保	日額	月額	報酬月額		保険料 82 1000	事業主 および 被保険 者負担	保険料				事業主および 被保険者負担				被保険 者負担
								男子	女子	坑内員	男子	女子	坑内員	第四種		
1	1	円 2,670	円 80,000	83,000円未満		円 6,560	円 3,280	円 11,600	円 11,440	円 13,040	円 5,800	円 5,720	円 6,520	円 11,600		
2	2	2,870	86,000	83,000円以上 89,000円未満		7,052	3,526	12,470	12,298	14,018	6,235	6,149	7,009	12,470		
3	3	3,070	92,000	89,000 " 95,000 "		7,544	3,772	13,340	13,156	14,996	6,670	6,578	7,498	13,340		
4	4	3,270	98,000	95,000 " 101,000 "		8,036	4,018	14,210	14,014	15,974	7,105	7,007	7,987	14,210		
5	5	3,470	104,000	101,000 " 107,000 "		8,528	4,264	15,080	14,872	16,952	7,540	7,436	8,476	15,080		
6	6	3,670	110,000	107,000 " 114,000 "		9,020	4,510	15,950	15,730	17,930	7,975	7,865	8,965	15,950		
7	7	3,930	118,000	114,000 " 122,000 "		9,676	4,838	17,110	16,874	19,234	8,555	8,437	9,617	17,110		
8	8	4,200	126,000	122,000 " 130,000 "		10,332	5,166	18,270	18,018	20,538	9,135	9,009	10,269	18,270		
9	9	4,470	134,000	130,000 " 138,000 "		10,988	5,494	19,430	19,162	21,842	9,715	9,581	10,921	19,430		
10	10	4,730	142,000	138,000 " 146,000 "		11,644	5,822	20,590	20,306	23,146	10,295	10,153	11,573	20,590		
11	11	5,000	150,000	146,000 " 155,000 "		12,300	6,150	21,750	21,450	24,450	10,875	10,725	12,225	21,750		
12	12	5,330	160,000	155,000 " 165,000 "		13,120	6,560	23,200	22,800	26,080	11,600	11,440	13,040	23,200		
13	13	5,670	170,000	165,000 " 175,000 "		13,940	6,970	24,650	24,310	27,710	12,325	12,155	13,855	24,650		
14	14	6,000	180,000	175,000 " 185,000 "		14,760	7,380	26,100	25,740	29,340	13,050	12,870	14,670	26,100		
15	15	6,330	190,000	185,000 " 195,000 "		15,580	7,790	27,550	27,170	30,970	13,775	13,585	15,485	27,550		
16	16	6,670	200,000	195,000 " 210,000 "		16,400	8,200	29,000	28,600	32,600	14,500	14,300	16,300	29,000		
17	17	7,330	220,000	210,000 " 230,000 "		18,040	9,020	31,900	31,460	35,860	15,950	15,730	17,930	31,900		
18	18	8,000	240,000	230,000 " 250,000 "		19,680	9,840	34,800	34,320	39,120	17,400	17,160	19,560	34,800		
19	19	8,670	260,000	250,000 " 270,000 "		21,320	10,660	37,700	37,180	42,380	18,850	18,590	21,190	37,700		
20	20	9,330	280,000	270,000 " 290,000 "		22,960	11,480	40,600	40,040	45,640	20,300	20,020	22,820	40,600		
21	21	10,000	300,000	290,000 " 310,000 "		24,600	12,300	43,500	42,900	48,900	21,750	21,450	24,450	43,500		
22	22	10,670	320,000	310,000 " 330,000 "		26,240	13,120	46,400	45,760	52,160	23,200	22,880	26,080	46,400		
23	23	11,330	340,000	330,000 " 350,000 "		27,880	13,940	49,300	48,620	55,420	24,650	24,310	27,710	49,300		
24	24	12,000	360,000	350,000 " 370,000 "		29,520	14,760	52,200	51,480	58,680	26,100	25,740	29,340	52,200		
25	25	12,670	380,000	370,000 " 395,000 "		31,160	15,580	55,100	54,340	61,940	27,550	27,170	30,970	55,100		
26	26	13,330	410,000	395,000 " 425,000 "		33,020	16,510	58,000	57,160	65,200	29,000	28,600	32,600	58,000		
27	27	14,000	440,000	425,000 " 455,000 "		34,880	17,440	60,900	60,000	68,460	30,450	30,050	34,150	60,900		
28	28	14,670	470,000	455,000 " 485,000 "		36,740	18,360	63,800	62,840	71,720	31,900	31,460	35,860	63,800		
29	29	15,330	500,000	485,000 " 515,000 "		38,600	19,280	66,700	65,680	75,020	33,350	32,900	37,460	66,700		
30	30	16,000	530,000	515,000 " 545,000 "		40,460	20,200	69,600	68,500	78,320	34,800	34,350	39,060	69,600		
31		16,670	560,000	545,000 " 575,000 "		42,320	21,120	72,500	71,360	81,620	36,250	35,800	40,660	72,500		
32		17,330	590,000	575,000 " 605,000 "		44,180	22,040	75,400	74,200	84,920	37,700	37,250	42,260	75,400		
33		18,000	620,000	605,000 " 635,000 "		46,040	22,960	78,300	77,040	88,220	39,150	38,700	43,860	78,300		
34		18,670	650,000	635,000 " 665,000 "		47,900	23,880	81,200	79,880	91,520	40,600	40,150	45,460	81,200		
35		19,330	680,000	665,000 " 695,000 "		49,760	24,800	84,100	82,720	94,820	42,050	41,600	47,060	84,100		
36		20,000	710,000	695,000 " 730,000 "		51,620	25,720	87,000	85,560	98,120	43,500	43,150	48,660	87,000		
37		20,670	750,000	730,000 " 770,000 "		53,480	26,640	89,900	88,400	101,420	44,950	44,700	50,260	89,900		
38		21,330	790,000	770,000 " 810,000 "		55,340	27,560	92,800	91,240	104,720	46,400	46,250	51,860	92,800		
39		22,000	830,000	810,000 " 855,000 "		57,200	28,480	95,700	94,080	108,020	47,850	47,800	53,460	95,700		
40		22,670	880,000	855,000 " 905,000 "		59,060	29,400	98,600	96,920	111,320	49,300	49,350	55,060	98,600		
41		23,330	930,000	905,000 " 955,000 "		60,920	30,320	101,500	99,760	114,620	50,750	50,900	56,660	101,500		
42		24,000	980,000	955,000円以上		62,780	31,240	104,400	102,600	117,920	52,200	52,450	58,260	104,400		

## 演習問題 2

次の報酬月額から健康保険料、厚生年金保険料（男子）を求めなさい。

（個人負担分）

(1) 報酬月額 = 99,999 円

等級		標準報酬月額	円
健康保険料	円	厚生年金保険料	円

(2) 報酬月額 = 385,000 円

等級		標準報酬月額	円
健康保険料	円	厚生年金保険料	円

### (3) 雇用保険

失業者に対する職業の紹介や雇用の安定と促進を行う。

#### a 概要

- ・失業者に対する、一時的な給付制度と職業紹介
- ・雇用安定、促進のために、企業への補助給付
- ・労働者の能力開発、能力開発事業への補助給付

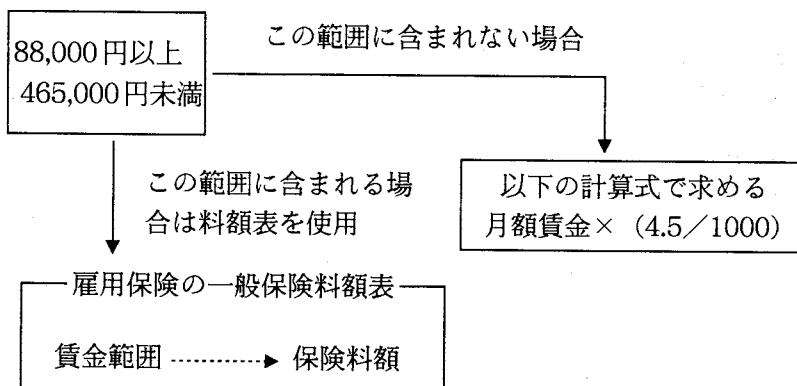
#### b 制度

- ・強制加入（会社役員は除く）  
（従業員1名でも雇用している場合は加入義務）

#### c 保険料の計算

雇用保険料の計算は、当月額の賃金を基に「雇用保険の一般保険料額表」を用いて行います。したがって保険料は毎月の賃金により変動します。

月額賃金 健康保険料、厚生年金保険料の報酬月額と含まれる手当が若干異なります。



昭和50年までは失業保険と呼ばれていた。

付録参照

保険料額表は賃金範囲の中間値  $4.5/1000$  にしてあります。  
1円未満の端数がある時はこれを切り捨てます。

d

## 一般保険料額表

等級	賃金額		被保険者負担一般保険料額	
			A	B
1	88,000円以上	92,000円未満	405円	495円
2	92,000円以上	96,000円未満	423円	517円
3	96,000円以上	100,000円未満	441円	539円
4	100,000円以上	104,000円未満	459円	561円
5	104,000円以上	108,000円未満	477円	583円
6	108,000円以上	112,000円未満	495円	605円
7	112,000円以上	116,000円未満	513円	627円
8	116,000円以上	120,000円未満	531円	649円
9	120,000円以上	124,000円未満	549円	671円
10	124,000円以上	128,000円未満	567円	693円
11	128,000円以上	132,000円未満	585円	715円
12	132,000円以上	136,000円未満	603円	737円
13	136,000円以上	140,000円未満	621円	759円
14	140,000円以上	145,000円未満	641円	784円
15	145,000円以上	150,000円未満	664円	811円
16	150,000円以上	155,000円未満	686円	839円
17	155,000円以上	160,000円未満	709円	866円
18	160,000円以上	165,000円未満	731円	894円
19	165,000円以上	170,000円未満	754円	921円
20	170,000円以上	175,000円未満	776円	949円
21	175,000円以上	180,000円未満	799円	976円
22	180,000円以上	186,000円未満	824円	1,007円
23	186,000円以上	192,000円未満	851円	1,040円
24	192,000円以上	198,000円未満	878円	1,073円
25	198,000円以上	204,000円未満	905円	1,106円
26	204,000円以上	210,000円未満	932円	1,139円
27	210,000円以上	216,000円未満	959円	1,172円
28	216,000円以上	223,000円未満	988円	1,207円
29	223,000円以上	230,000円未満	1,019円	1,246円
30	230,000円以上	238,000円未満	1,053円	1,287円
31	238,000円以上	246,000円未満	1,089円	1,331円
32	246,000円以上	255,000円未満	1,127円	1,378円
33	255,000円以上	264,000円未満	1,168円	1,427円
34	264,000円以上	274,000円未満	1,211円	1,480円
35	274,000円以上	284,000円未満	1,256円	1,535円
36	284,000円以上	295,000円未満	1,303円	1,592円
37	295,000円以上	306,000円未満	1,352円	1,653円
38	306,000円以上	318,000円未満	1,404円	1,716円
39	318,000円以上	330,000円未満	1,458円	1,782円
40	330,000円以上	343,000円未満	1,514円	1,851円
41	343,000円以上	356,000円未満	1,573円	1,922円
42	356,000円以上	370,000円未満	1,634円	1,997円
43	370,000円以上	384,000円未満	1,697円	2,074円
44	384,000円以上	399,000円未満	1,762円	2,153円
45	399,000円以上	414,000円未満	1,820円	2,236円
46	414,000円以上	430,000円未満	1,899円	2,321円
47	430,000円以上	447,000円未満	1,973円	2,412円
48	447,000円以上	465,000円未満	2,052円	2,508円

賃金額が88,000円未満又は465,000円以上の被保険者が負担すべき一般保険料の額は、その賃金額に1,000分の4.5（雇用保険率が1,000分の14.5又は1,000分の15.5である事業に雇用される被保険者にとっては、1,000分の5.5）を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1 A欄は、雇用保険率が1,000分の12.5である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。  
 2 B欄は、雇用保険率が1,000分の14.5又は1,000分の15.5である事業に雇用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。

## 演習問題 3

つぎの当月賃金から雇用保険料を求めなさい。

(1) 当月賃金 = 143,200円

等級 保険料 円

(2) 当月賃金 = 333,000円

等級 保険料 円

## 演習問題 4

演習問題1の(2)に記入した給与支給明細書に基づき、次の給与支給明細書に社会保険料を記入しましょう。(男子分)

下記注意事項を参照して下さい。

標準報酬月額                      等級                      円

給 与 支 給 明 細 書			
年 月		氏 名	
支 給 額		控 除 額	
基 本 給	150,000	健康保険料	
技 術 手 当	10,000	厚生年金保険料	
住 宅 手 当	10,000	雇 用 保 険 料	
家 族 手 当	7,000		
生 産 手 当	10,000		
皆 勤 手 当	3,000		
役 職 手 当	17,000		
通 勤 手 当	13,000		
時 間 外 手 当	17,000		
総 支 給 額	237,000	控 除 額 合 計	
差引給与支給額		円	

補助シート参照

注意① 健康保険、厚生年金保険の各保険料の特徴は、前月分を当月控除する事になっています。

雇用保険料は当月分を当月に控除します。

② 上記給与明細書は入社第2カ月目と考えて記入して下さい。

## 4. 税金等の控除

給与に課税される税金には次のようなものがあります。

- ・所得税（国税）・・・国に対しての税金
- ・住民税（地方税）・・・居住地に対しての税金  
都道府県民税、市町村税（特別区民税）

税金

国または地方団体がその経費を一般から強制的に徴収するものです。



給与所得から徴収する税金は、いずれも年間の収入に対して課税されるものです。したがって、年収が確定しないと税金が決定しないことになります。この点について次のような相違があります。

対象期間	所得税	住民税
	当年内の年間給与所得 (1～12月)	前年内の年間給与所得 (1～12月)
徴収期間	当年内  毎月給与所得にあった所得税の支払いを行い、年末最後の給与で正しい所得税に調整する。  (年末調整)	前年分を当年徴収  (6月～翌年5月まで、 12カ月分割)
毎月徴収税率	当月給与所得額にバランス「源泉徴収税額表(月額表)による」	毎月均等払い

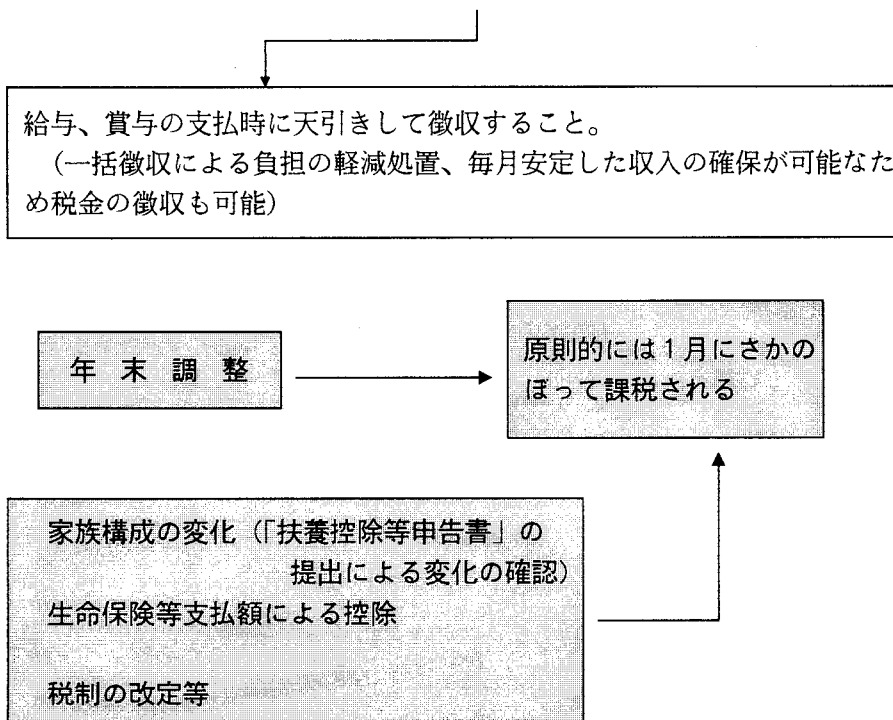
居住地  
税法上では1月1日に住民登録してある場所を居住地とし、その地区に課税権があります。

住民税の6月分は10円未満の差額を加算します。

### (1) 所得税

給与所得者の所得税の徴収方法を源泉徴収と呼びます。

源泉徴収  
手元に渡る前に徴収される。



a 税額の計算（月例給与）

税額の計算は次の3点がポイントとなります。

- ・所得税は支給額計から社会保険料合計額をマイナスした額が対象となります。
- ・源泉徴収税額表（月額表）によって税額を決定します。
- ・源泉徴収税額表の参照にあたって「扶養控除申告書」の記載事項が必要となります。

つぎの手順にしたがって、所得税額の算定を行います。

$$\text{支給額計} - \text{社会保険料控除額} = \text{社会保険料控除後の給与等の金額}$$

- ・健康保険料
- ・厚生年金保険料
- ・雇用保険料

源泉徴収税額表（月額表）

その月の 社会保険料控除後 の給与等の金額		甲 扶養親族等の数			
		0人	1人	2人	3人
以上	未満	税 額			
177,000	179,000	8,170	5250	2330	0

扶養控除申告書  
扶養家族数

→ 該当する所得税

備考① 社会保険料控除後の給与等の額が50万円を越える場合は別計算となります。（付録 源泉徴収税額表を参照）

b 給与所得の源泉徴収税額表の区分

源泉徴収税額表には月額表、日額表、賞与に対する税額算出率の3つの区分があり、それぞれに甲欄、乙欄が、日雇賃金には丙欄が設けられています。

- ・月額表 主として月ごとに支払う給与が対象。
- ・日額表 毎日、週、日割で支払うものが対象（日雇賃金除く）。
- ・賞与 主として前月に支払われた給与を対象。

それぞれ「扶養控除等申告書」を提出している人 甲欄、それ以外の人乙欄を、日雇賃金の人、日額表丙欄を適用します。

扶養親族の取扱い

税額表 甲欄対象者（扶養控除等申告書提出者）扶養親族の数は控除対象配偶者、扶養親族の合計数をいいます。

ただし、本人が老年者、寡婦（夫）、障害者、勤労学生に該当するとき、また扶養家族に障害者等がいるときはそれぞれ該当する数を加えます。

源泉徴収税額表には甲、乙、丙があります。甲欄は1カ所からの給与受領者 乙欄は2カ所以上からの給与受領者 丙欄は日雇い

考慮する点

- ・扶養家族内に障害者、老年者、勤労学生、寡婦（夫）が含まれる場合は該当ごとにプラス1名加える。
- ・7人以上越える場合、1名につき2,920円税額をマイナス
- ・扶養親族死亡の場合は、異動申告の必要はなく、扶養控除はそのまま、本来は処理します。

c 所得税額の計算の例

270,000円		社会保険控除後の給与等の額									
扶養控除申告書の内容 扶養配偶者 あり 扶養親族 2名(内1名同居の障害者老人)											
源泉徴収税額表											
その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								乙	
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税 額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
248.000	251.000	13.170	10.260	7.340	4.420	1.510	0	0	0	39.800	
251.000	254.000	13.380	10.470	7.550	4.630	1.720	0	0	0	40.800	
254.000	257.000	13.590	10.680	7.760	4.840	1.930	0	0	0	41.800	
257.000	260.000	13.800	10.890	7.970	5.050	2.140	0	0	0	42.800	
260.000	263.000	14.010	11.100	8.180	5.260	2.350	0	0	0	43.800	
263.000	266.000	14.220	11.310	8.390	5.470	2.560	0	0	0	44.700	
266.000	269.000	14.430	11.520	8.600	5.680	2.770	0	0	0	45.700	
269.000	272.000	14.640	11.730	8.810	5.890	2.980	0	0	0	46.500	
272.000	275.000	14.850	11.940	9.020	6.100	3.190	270	0	0	47.100	
275.000	278.000	15.080	12.160	9.240	6.330	3.410	490	0	0	47.800	

演習問題 5

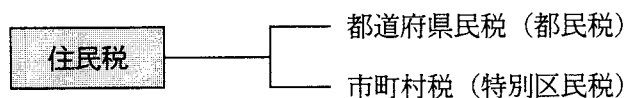
つぎの条件の時、所得税額を求めなさい。

(付録、源泉徴収税額表を参照)

- (1) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 75,999 円  
控除対象配偶者、扶養親族ともにありません。 所得税額 円
- (2) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 145,000 円  
控除対象配偶者、扶養親族ともにありません。 所得税額 円
- (3) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 261,200 円  
控除対象配偶者あり、扶養親族2人です。 所得税額 円
- (4) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 156,900 円  
控除対象配偶者あり、扶養親族なし、本人が障害者です。  
所得税額 円
- (5) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 255,700 円  
控除対象配偶者あり(障害者)、扶養親族1人です。 所得税額 円
- (6) (5)で扶養親族が死亡 所得税額 円
- (7) その月の社会保険料控除後の給与等の金額が 420,600 円  
控除対象配偶者あり、扶養親族7人です。 所得税額 円

## (2) 住民税

住民税は居住する地区に支払う税金で、次のようなものがあります。

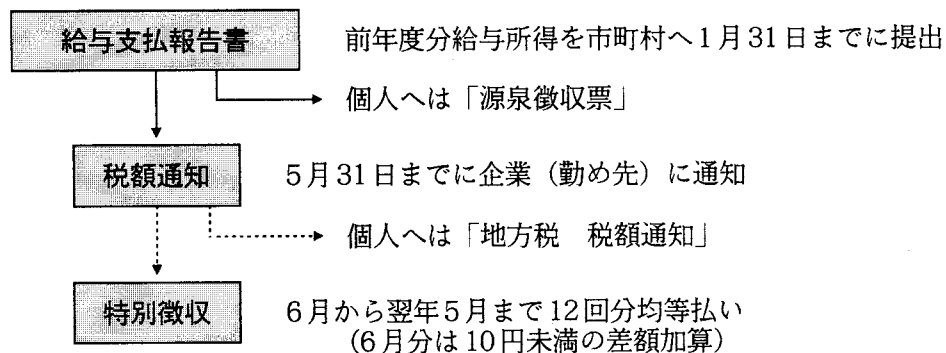


### a 制度

- ・前年度の所得税に課税（前年中に所得がない人は非課税）
- ・毎年1月1日に居住する地区に課税権がある
- ・地区の実状により税額が若干異なる

### b 税額の決定と徴収

税額の決定および徴収は次のように実施します。



## 演習問題 6

これまでに演習した給与支給明細書を次の条件で完成しましょう。

条件 ・扶養控除申告書の内容

控除対象配偶者：あり

扶養親族：なし

・地方税 5,000円

・組合費 1,500円

給与支給明細書

年 月

氏 名

支 給 額		控 除 額	
基 本 給		健康保険料	
技 術 手 当		厚生年金	
住 宅 手 当		雇 用 保 険	
家 族 手 当		所 得 税	
生 産 手 当		地 方 税	
皆 勤 手 当		組 合 費	
役 職 手 当			
通 勤 手 当			
時 間 外 手 当			
総 支 給 額		控 除 額 合 計	
差引給与支給額		円	

2年目はつらい

住民税は前年度の給与所得に課税されます。したがって、入社1年目の新人には当然、住民税は課税されず、2年目から課税されます。給与が年5%位しか上昇しない現在では、2年目の手取り額と新人の給与に大差がないのが現状です。

# 第4章 賞 与 計 算

## 1. 賞与

賞与は企業の実績や個人の業績を評価し決定されるものです。この点で給与とは性格が異なることから、金額の算定の標準化は難しく、自動化されないのが実情といえます。したがって、ここでは総支給額についてはふれません。

## 2. 控除額の計算

賞与の支給額から控除されるものは次のとおりです。

### (1) 健康保険

賞与に関しては、月々に支給される月給と異なり特別保険料の対象（例外として年4回以上支給される賞与は除く）となります。その特別保険料の計算とは下に示すとおりです。

また、特別保険料の支払については、社会保険事務所に健康保険賞与等支払届を提出しなければなりません。

特別保険料率

$$\text{被保険者負担分} \cdots \cdots \frac{3}{1000}$$

$$\text{事業主負担分} \cdots \cdots \frac{5}{1000}$$

(注) 特別保険料は、賞与額から100円未満切り捨てた金額に対して料率がかけられます。

### (2) 雇用保険料

雇用保険料については、月例給与の場合と同じ金額の求め方を行います。

### (3) 税額の計算（賞与分）

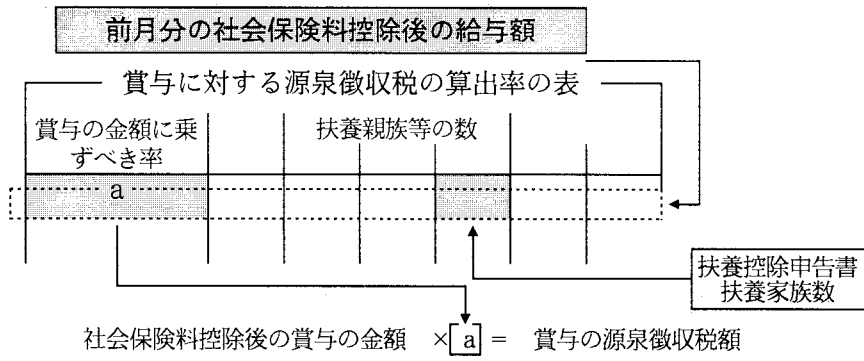
賞与の税額計算は次の2点がポイントとなります。

- ・前月分の社会保険料控除後の給与額が計算の基準となる。
- ・「賞与に対する源泉徴収税の算出率の表」を参照する。

考慮する点

・表の見方は月額表と同じ（ただし、7名以上の場合は該当欄を参照のこと

次の手順にしたがって、所得税額の算定を行います。



# 第5章 年 末 調 整

## 1. 年末調整

### (1) 年末調整の対象となる人

- ・1年間を通して勤務している人。
- ・年の中途から勤務している人（前職がある場合、前職の源泉徴収票を提出してもらう）等。

### (2) 年末調整の対象とならない人

- ・1年間の主たる給与が1,500万円を越える人。
- ・年末調整を行なうまでに「扶養控除等申告書」を提出していない人。
- ・2ヶ所以上から給与を受けている人で、乙欄徴収である人等。

## 2. 年末調整の必要な理由

次の項目については、年末の最後の給与（賞与）で調整を行います。

### ① 扶養家族の変更

年の途中で対象配偶者、扶養親族の増減の発生

扶養控除申告書により確認する（原則として1月から控除対象となる）

### ② 保険料の控除

生命保険料、損害保険料等の一定額までの範囲で控除

（源泉徴収では考慮していない 保険料控除申告書の提出が必要となる）

### ③ 扶養控除金額の調整

障害者控除、老年者控除、寡婦（夫）控除等と配偶者控除

扶養控除とでは、控除額が異なる。源泉徴収では同一として扱っている

この調整を行う。

### ④ 賞与の考慮

賞与の源泉徴収に使用する算出率表は、年間の賞与を5カ月と仮定している

これを実情に合わせる。

### ⑤ 税制の改訂

税制の改訂がある場合は、1月にさかのぼって実施する。

### ⑥ 住宅取得控除

住宅取得の1年目は確定申告であるが、2年目から6年目は年末調整で行う。



### 3. 扶養控除

#### (1) 控除対象配偶者

所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が35万円以下の人をいいます。

- (注) 1. 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入額が100万円以下であれば、合計所得金額が35万円以下になります。
2. 公的年金等だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が175万円以下(年齢65歳未満の人は105万円以下)であれば、合計所得金額が35万円以下になります。

#### (2) 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人(その年の12月31日現在)をいいます。

#### (3) 同居特別障害者である控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、特別障害者に該当する人で所得者又は所得者と生計を同じくするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

#### (4) 扶養親族

所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が35万円以下の人をいいます。

#### (5) 特定扶養親族

扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(その年の12月31日現在)をいいます。

#### (6) 老人扶養親族

扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(その年の12月31日現在)をいいます。

#### (7) 同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者(以下「所得者」といいます。)の直系尊属(父母や祖父母などをいいます。)で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

#### (8) 同居特別障害者である扶養親族

扶養親族のうち、特別障害者に該当する人で所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を同じくするその他の親族のいずれかとの同居を常況している人をいいます。

### (9) 障害者

所得者本人やその控除対象配偶者、扶養親族で、次のいずれかに該当する人をいいます。

- ① 心身喪失の常況にある人  
……これに該当する人は、すべて特別障害者になります。
- ② 常に就床を要し、複雑な介護を要する人  
……これに該当する人は、すべて特別障害者になります。

### (10) 老年者

所得者本人が、年齢65歳以上（その年の12月31日現在）で、合計所得金額が1,000万円以下の人をいいます。

### (11) 寡婦

所得者本人が、次に掲げる人のうち老年者でない人をいいます。

- ① 夫と死別し又は離婚してから婚姻をしていない人、あるいは夫の生死が不明である人で、扶養親族又は生計を同じくする子がある人。
- ② 上記①に掲げる人のほか、夫と死別してから婚姻をしていない人や、夫の生死が不明である人で、合計所得金額が500万円以下の人。

### (12) 特別の寡婦

寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の人をいいます。

### (13) 寡夫

所得者本人が、次の①、②及び③のいずれにも該当する人のうち老年者でない人をいいます。

- ① 妻と死別し、又は離婚してから婚姻をしていないこと。あるいは妻の生死が不明であること。
- ② 生計を同じくする子があること。
- ③ 合計所得金額が500万円以下であること。

### (14) 勤労学生

所得者本人が、次の①、②及び③のいずれにも該当する人をいいます。

- ① ・大学、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の学生、生徒又は児童  
・職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生で一定の要件に該当する課程を履修する人
- ② 合計所得金額が62万円以下であること。

(注) 給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が127万円以下であ

れば、合計所得金額が62万円以下になります。

③ 合計所得金額のうち給与所得等以外の金額が10万円以下であること。

## 4. 扶養控除等（異動）申告書

平成 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

(扶)

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。  
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族がない人も提出する必要があります。  
この申告書は、なかなかに給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

<b>給与の支払者の名称(氏名)</b>		<b>あなたの氏名</b>	<b>世帯主の氏名及びあなたの続柄</b>	<b>住所</b>
<b>給与の支払者の所在地(住所)</b>		<b>あなたの住所又は居所</b>	<b>(郵便番号)</b>	<b>〒</b>

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者(特別障害者)、老年人、高齢、寡婦又は障害学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分	氏名	あなたの続柄	生年月日	本人所得控除対象扶養親族	職業	住所又は居所	年間所得の見積額	異動月日及び事由 (前年中中に異動があった場合は記載してください。)	
主たる給与から控除を受ける	<b>A 控除対象配偶者</b>								
	1				老・特				
	<b>B 扶養親族</b>								
	2				老・特				
	3				老・特				
<b>C 障害者等の事実(該当する欄に○を付けてください。)</b>									
1	障害者	2	老年人	3	高齢				
4	特別の寡婦	5	寡婦	6	障害学生				
<b>D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等</b>									
氏名	あなたの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの続柄	住所又は居所
<b>E 控除を受ける給与の支払者</b>									
氏名	あなたの続柄	生年月日	職業	受取る給与の支払者		所在地(住所)			

○「主たる給与」とは、この申告書を出した給与の支払者から受ける給与をいいます。「受取る給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。  
○控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には、「老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族」欄の「老」の文字を、また、扶養親族のうち老人扶養親族又は特定扶養親族に該当する人がある場合には、同欄の「老」又は「特」の文字を、それぞれ○で記入してください。なお、老人扶養親族が両方老親等に該当する場合には、「両親老親等」欄にも○を付けてください。  
○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

### (1) 扶養控除等（異動）申告書と所得税源泉徴収簿との照合

扶養控除等（異動）申告書の内容について確認が終わったときは、その申告書の内容が各人の所得税源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に正しく記入されているかどうかを確かめます。

なお、扶養控除額などの計算は、この欄の記載に基づいて行うことになりますので、正確に記入しておくことが必要です。

### (2) 配偶者特別控除申告書の内容の確認

配偶者特別控除申告書の内容の確認に当たっての具体的な注意事項は、次のとおりです。

#### ・配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者が生計を一にする配偶者を有する場合に、その所得者の合計所得金額から平成3年分については350,000円を限度として控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が35万円のととき又は70万円以上のときは、配偶者特別控除は受けられません。

(注) 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が65万円超135万円未満のときに控除額の調整が行われることになります。

配偶者特別控除を受けようとする所得者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合には、この控除を受けることはできません。

・配偶者特別控除額の計算

配偶者の区分	控除額
配偶者が控除対象配偶者に当たる場合	350,000円－合計所得金額
配偶者が控除対象配偶者に当たらない場合	350,000円－(合計所得金額－350,000円)

5. 給与所得者の配偶者特別控除申告書

平成 年 分 給与所得者の配偶者特別控除申告書 配偶者 配特

(この申告書は、あなたが申告をしようとする配偶者を有する場合には、あなたの方について配偶者特別控除を受けるために提出するものです。  
この申告書は、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円(その所得が給与所得にだけあってある場合にはその年中の給与収入金額が12,205,284円)を超える場合やあなたの配偶者の本年中の合計所得金額が一定金額を超える場合には、提出することができません。)

給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	(フリガナ) 配偶者の氏名	あなたの住所又は居所
給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	あなたの住所又は居所	あなたの本年中の合計所得金額の見積額

配偶者特別控除額は、配偶者の合計所得金額の有無により、次により求めます(該当する□内に入印をしてください)。

合計所得金額が無い場合 配偶者特別控除額 35万円

合計所得金額がある場合 配偶者特別控除額 □万円  
(下記により求めた控除額を右の□内に入印してください) (範囲図参照 33万円)

※  
 ます、下表により配偶者の合計所得金額(見積額)を求め、次に、合計所得金額(配偶者の全額)をこの早見表に当てはめて控除額を求めます。この場合、配偶者の全額が35万円のととき又は70万円以上のときは、配偶者特別控除額は0となりますので、上の□内には記入しないでください。

配偶者の合計所得金額(見積額)

所得の種類	収入金額等 ㉑	必要経費等 ㉒	所得金額 ㉓(㉑-㉒)
給与所得 ㉑	円 650,000	円	円
事業所得 ㉒	円	円	円
雑所得 ㉓	円	円	円
配当所得 ㉔	円	円	円
不動産所得 ㉕	円	円	円
退職所得 ㉖	円	円	円
①～⑦以外の所得 ㉗	円	円	円
合計所得金額(㉑～㉗)			円 A

配偶者特別控除額の早見表

控除対象配偶者に該当する場合		控除対象配偶者に該当しない場合	
収入の金額	控除額	収入の金額	控除額
円	円	円	円
0 ~ 40,999	35	350,001 ~ 399,999	35
50,000 ~ 99,999	30	400,000 ~ 449,999	30
100,000 ~ 149,999	25	450,000 ~ 499,999	25
150,000 ~ 199,999	20	500,000 ~ 549,999	20
200,000 ~ 249,999	15	550,000 ~ 599,999	15
250,000 ~ 299,999	10	600,000 ~ 649,999	10
300,000 ~ 349,999	5	650,000 ~ 699,999	5
350,000円	0	700,000円以上	0

① 申告及び記載に当たっての留意事項

- この申告書は、本年最後の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- この申告書は、あなたの配偶者が他の人の被扶養者となる場合、青色申告を選択して33万円の控除を受ける場合、白色申告を選択して35万円の控除を受ける場合及びあなたの配偶者がこの申告書と併せて配偶者特別控除を受ける場合には提出することができません。
- この申告書は、妻側の「所得の種類・収入・必要経費の総額等」を申告して提出してください。
- 所得の算出等に必要となる収入は、必要経費の金額は配偶者特別控除の範囲内とされ、申告する所得の種類に照らして特別控除は異なります。申告した金額を記載し、その特別控除額を記入してください。

# 6. 給与所得者の保険料控除申告書

保

私印

● 保険料控除は、本表裏面の様式で行われることとなっておりますから、この申告書は、年末調整に間に合うように、なるべく早く給与の支払者に提出してください。

● この申告書に記載に当たっては、裏面の説明をお読ください。

● 記載が足りなるときは、用紙を幾回も使っていただくことが可能です。

<b>給与の支払者</b> の名称(氏名)		<b>(フリガナ)</b> あなたの氏名			<b>給与の支払者</b>	<b>あなたの住所</b>	
<b>給与の支払者</b> の所在地(住所)		あなたと あなたの住所			<b>給与の支払者</b>	<b>あなたの住所</b>	
<b>税務署名称</b>		保険金等の受取人 氏名	あなたと あなたの住所	あなたの住所	あなたと あなたの住所		
<b>保険の種別</b>		契約保険料等 の金額	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>保険の会社名</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>保険期間</b> の種別		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>保険の開始年月日</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>保険の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		
<b>給与の金額</b>		あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所	あなたの住所		

### 平成 年分 給与所得者の保険料控除申告書

## 7. 扶養控除額等の金額

平成4年分の扶養控除額等の金額は、次の表のとおりです。

控 除 の 種 類		控 除 額	
(1) 基	礎 控 除	350,000円	
(2) 配偶者控除	一 般 の 控 除 対 象 配 偶 者	350,000円	
	老 人 控 除 対 象 配 偶 者	450,000円	
	同居特別障害者である 控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	650,000円
		老人控除対象配偶者	750,000円
(3) 扶養控除	一 般 の 扶 養 親 族	350,000円	
	特 定 扶 養 親 族	450,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	450,000円
		同 居 老 親 等	550,000円
	同居特別障害者である 扶養親族	一 般 の 扶 養 親 族	650,000円
		特 定 扶 養 親 族	750,000円
		同居老親等以外の老人扶 養親族	750,000円
同 居 老 親 等		850,000円	
(4) 障害者控除	一 般 の 障 害 者	270,000円	
	特 別 障 害 者	350,000円	
(5) 老	年 者 控 除	500,000円	
(6) 寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	
	特別の寡婦	350,000円	
(7) 寡	夫 控 除	270,000円	
(8) 勤	労 学 生 控 除	270,000円	

(注) 配偶者特別控除(最高350,000円)は、別途、所得税源泉徴収簿の「年末調整」の「配偶者特別控除額」欄に記入することになっています

## 8. 年税額の計算

- ・「差引課税給与所得金額18」の欄の金額に応じ、「平成4年分の年末調整のための所得税額の速算表」の「税額」欄に算式が示されていますので、この算式に従って税額を計算します。

この場合「差引課税給与所得金額18」欄の金額に1,000円未満の端数がある時は、その1,000円未満の端数を切り捨てた上、この算式を適用します。

(例)

差引課税給与所得金額（「18」欄の金額） 5,681,000円

算式（平成4年分の年末調整のための所得税額の速算表）

$$5,681,000円 \times 20\% - 300,000円 = 836,200円$$

- ・上記により求めた「年税額」を「19」欄に記入します。



# 9. 給与所得・退職所得に対する所得税源泉徴収簿

所属			氏名				整理番号				
職名			住所								
平成 年分 給与所得 に対する 所得税源泉 徴収簿	区分	支払 月日	給与 総支給金額	社会保 険料控 除額	社会保 険給 付金	扶養 控除 額	算出税 額	年末調整 による 不足税 額	差引 徴収税 額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の税額に 対する不足税 額又は徴収 した区分
	1									扶養控除額	扶養控除額 の申告
	2									配偶者等 の申告	配偶者等 の申告
	3									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	4									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	5									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	6									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	7									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	8									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	9									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	10									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	11									障害者等 の申告	障害者等 の申告
	12									障害者等 の申告	障害者等 の申告
計			①	②			③				
計			④	⑤			⑥				

給料・手当等の 支給金額の内訳	区分	支払 月日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	支給総金額	前月中に通常の給与を支給していなかった場合に支給する賞与の税額計算			
											区分	第1回	第2回	第3回
											支給月日	円	円	円
退職所得 の税額 計算	1	通常の 場合	支給金額 ①	退職所得控除額 ②	課税退職所得金額 ③	③に対する税額 (③-②)×20%	円							
	2	追加支給 をする場合	追加支給の 金額 ①	課税された退職 手当 ②	合計支給額 (①+②) ③	課税退職所得金額 (③-②)×20% ④	円	④から控除する 税額 (④-②) ⑤	円	⑤から控除する 税額 (⑤-②) ⑥	円			
	3	その年中に 他から受けた 退職手当 がある場合	支給金額 ①	その年中に他から 受けた退職手当 ②	合計支給額 (①+②) ③	課税退職所得金額 (③-②)×20% ④	円	④から控除する 税額 (④-②) ⑤	円	⑤から控除する 税額 (⑤-②) ⑥	円			

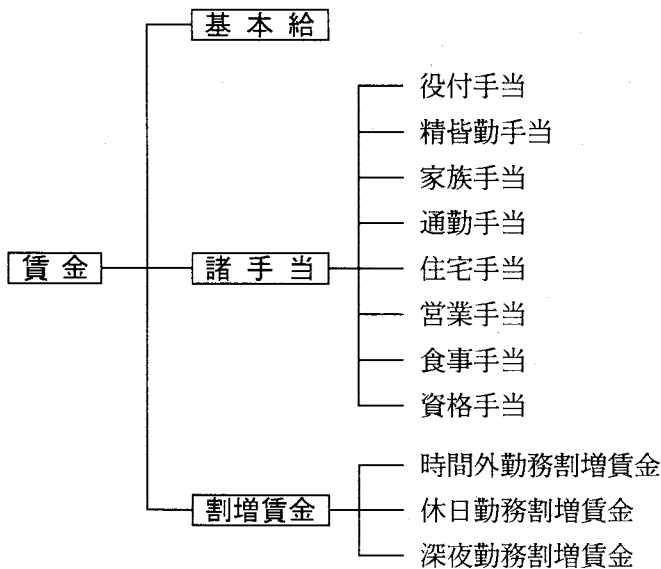
# 第6章 給与計算の実務課題

給与総支給額などを計算するためには、それぞれの会社において、基本給や諸手当などについて定めた賃金規定が必要になります。次にその例を設定し、給与計算の課題について学習することにします。

## 賃金規程（抜粋）

第1条 この賃金規定は従業員の賃金等について定めたものである。

第2条 賃金は次のとおりとする。



第3条 賃金は、前月21日から起算し、当月20日に締め切り、当月25日に支払う。ただし支払日が土・日・祝日の場合は直前平日とする。

第4条 基本給は月給制とする。

ただし、本人との話し合いにより、日給制とする場合がある。

第5条 昇給は、毎年4月に原則として行うものとする。

第6条 所定勤務時間を超えて勤務した場合には時間外勤務割増賃金・休日に勤務した場合には休日勤務割増賃金を、深夜22時から翌日の5時まで勤務した場合には深夜勤務割増賃金を、それぞれ次の割増率により支給する。

普通残業割増率 125%

深夜残業割増率 150%

休日残業割増率 130%

欠勤控除割増率 100%

遅早控除割増率 100%

第7条 役付手当は、管理的職務にある者に対し次の額を支給する。

職名	支給額	職名	支給額
部長	月額 100,000円	課長	月額 60,000円
係長	月額 20,000円	主任	月額 10,000円

第8条 精・皆勤手当は、毎賃金計算期間中下記に定めるところに応じ支給する。

	皆勤手当 (月額)	精勤手当 (月額)
有給・欠勤・遅刻・早退のない者	10,000円	0円
有給1・欠勤・遅刻・早退のない者	0円	5,000円
有給2・欠勤・遅刻・早退のない者	0円	3,000円
遅刻・早退合わせ2時間まで	0円	1,000円
上記以外の者	0円	0円
パートで月14日以上出勤者	3,000円	1,000円
パートで月10日以上13日以下内	0円	1,000円

第9条 家族手当は、従業員が扶養する次の者に対し、当該従業員に支給する。ただし、子については4人までとする。

配偶者 10,000円  
 18歳未満の子 1人につき5,000円

第10条 通勤手当は、合理的な通勤経路により、定期券を購入し、通勤する者に対しその実費を支給する。ただし、実費の額が月額50,000円を超える場合には50,000円を限度とする。

第11条 住宅手当は、賃借居住者に対し一律月額5,000円を支給する。

第12条 食事手当は、1日1回150円の食事を現物支給する。

第13条 資格手当は、月額2,000円を支給する。

第14条 営業手当は、営業担当者に対し一律月額10,000円を支給する。

<取りきめ>

1. 欠勤は1日につき基礎賃金の1/20とし、円未満は切り捨てる。
2. 遅刻・早退は1時間につき基礎賃金の1/140とし、円未満は切り捨てる。
3. 普通・深夜・休出の残業単価および残業予備単価の基準は対象賃金の1/140とし、円未満は切り上げる。
4. 賞与金は当該賞与の支給日現在在職している者に対し支給する。

## 演習問題 7

(1) 次の社員について、上記の賃金規定、税額表及び表6-1支給項目、表6-2社会保険の標準報酬月額、表6-4控除項目、表6-5各月就業時間帯・賞与年末調整データの資料に基づいて

- ① 給与台帳（1月から12月分）の作成
- ② 給与支払明細書（1月分と4月分）の作成
- ③ 給与（退職）所得に対する所得税源泉徴収簿の作成
- ④ 給与・手当等の支給金額の内訳・退職所得の税額計算をなさい。

### 社員番号1. 小山信一（男）

生年月日 昭和10年2月13日  
入社日 昭和32年4月1日  
所属 東京本社第1営業部 係長  
現住所 〒182 東京都調布市深大寺東町2-1-5（賃貸住宅居住）  
同居家族 妻、よし子 長男、和夫17才（一般障害者）母、よね79才  
基本給 388,700円 非課税通勤費 38,210円  
住民税 1月～5月分について 22,100円

### 社員番号2. 小川いずみ（女）

生年月日 昭和19年12月8日  
入社日 昭和41年4月1日  
所属 OA事業部第1営業課 主任  
現住所 〒171 東京都豊島区南長崎3-2-15（賃貸住宅居住）  
同居家族 母、すぎ73才  
基本給 255,700円 非課税通勤費 28,200円  
住民税 1月～5月分について 13,100円

### 社員番号3. 鈴木由紀子（女）

生年月日 昭和36年12月24日  
入社日 昭和54年4月1日  
所属 総務部経理課  
現住所 〒343 埼玉県越谷市南越谷1-5-5（賃貸住宅居住）  
同居家族 長女、幸子 3才（配偶者死亡）  
基本給 201,000円 非課税通勤費 37,260円  
住民税 1月～5月分について 7,600円

表6-1 支給項目

氏名	支給項目	1月～12月(月額)
No.1 小山 信一	営業手当	10,000
No.2 小川いずみ	営業手当	10,000
No.3 鈴木由紀子	資格手当	2,000

表6-2 社会保険の標準報酬月額

No.1 小山 信一	470,000
No.2 小川いずみ	300,000
No.3 鈴木由紀子	240,000

(2) 健康保険、厚生年金の等級と被保険者の負担分を記入しなさい。

表6-3 社員の社会保険の等級と被保険者分

氏名	健康保険		厚生年金	
	等級	被保険者負担分	等級	被保険者負担分
小山 信一	級	円	級	円
小川いずみ	級	円	級	円
鈴木由紀子	級	円	級	円

表6-4 控除項目

No	氏名	旅行積立金	財形貯蓄	親睦会費	生命保険	組合費	癌保険
1	小山 信一	3,000	10,000	1,000	6,160	3,880	3,500
2	小川いずみ	3,000	5,000	1,000	8,860	2,550	
3	鈴木由紀子	3,000	6,000	1,000		2,010	4,750

表6-5 各月の就業日数・就業時間帯

月	就業日数	就業時間	小山 信一		小川 いずみ		鈴木 由紀子	
1月	19	133	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業4 遅刻2	皆勤 0 精勤 1,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000
2月	19	133	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000
3月	21	147	残業6 深夜2	皆勤 10,000 精勤 0	有休2 残業6	皆勤 0 精勤 3,000	残業4	皆勤 10,000 精勤 0
4月	4月に基本給5%昇給(100円未満切り上げ)各自計算してください							
			基本給 残業手当 遅刻・早退 欠勤		基本給 残業手当 遅刻・早退 欠勤		基本給 残業手当 遅刻・早退 欠勤	
	20	140	残業10	皆勤 10,000 精勤 0	有休1 残業8	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000
5月	20	140	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000
賞与	基本給の2 ヵ月分 (6/10支給)		奨励 50,000 優秀 20,000 特別 10,000		奨励 30,000 優秀 10,000 特別 10,000		奨励 20,000 優秀 10,000 特別 10,000	
6月	住民税改訂		6月は 27,350 7月から 27,300		6月は 19,110 7月から 19,100		6月は 9,670 7月から 9,600	
	21	147	有休6	皆勤 0 精勤 0	有休1 残業2 欠勤1	皆勤 0 精勤 0	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000

社会保険・随時改訂4月から6月分で2等級以上の差が出たら(月変)を提供し、7月から改訂します。

月	就業 日数	就業 時間	小山 信一		小川 いずみ		鈴木 由紀子	
7月	21	147	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000	早退2 有給1 残業2	皆勤 0 精勤 1,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000
8月	19	133	有休2 残業2	皆勤 0 精勤 3,000	有給2 残業4 欠勤1	皆勤 0 精勤 0	有給2 残業2 欠勤1	皆勤 0 精勤 0
9月	20	140	残業6	皆勤 10,000 精勤 0	有休1 残業3	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000
10月	20	140	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業6	皆勤 0 精勤 5,000
11月	19	133	有休2 残業3 欠勤1	皆勤 0 精勤 0	有休1 残業2	皆勤 0 精勤 5,000	有休1 残業4	皆勤 0 精勤 5,000
賞 与	基本給の2.8 ヵ月分12/ 10支給		奨励 70,000 優秀 30,000 特別 15,000		奨励 50,000 優秀 20,000 特別 15,000		奨励 30,000 優秀 20,000 特別 13,000	
12月	19	133	残業8	皆勤 10,000 精勤 0	有休2 残業8	皆勤 0 精勤 5,000	残業8	皆勤 10,000 精勤 0
年末調整データ								
生命保険控除			100,000		93,000		71,200	
損害保険控除			15,000		15,000		3,000	
配偶者特別控除			350,000		0		0	
社会保険申告分			106,200		0		0	

- (注) ① 扶養控除額等の金額はテキストを参照して下さい。  
 ② 組合費は基本給の10/1000とし拾円未満は切り捨てる。  
 なお、4月に昇給したので再計算して下さい。

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

	支 給 月 分	月分	月分	月分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤ 差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				



所属名

給与支給明細書

所属		社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間		
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険		社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除	
		雇用対象外		総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額		

所属名

給与支給明細書

所属		社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間		
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険		社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除	
		雇用対象外		総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額		

所属名

給与支給明細書

所属		社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間		
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険		社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除	
		雇用対象外		総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額		

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

	支給月分	月分	月分	月分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤ 差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支 給 月 分	月分	月分	月分
所 属			
氏 名			
月 例 給 与	基 本 給		
	家 族 手 当		
	役 職 手 当		
	残 業 手 当		
	深 夜 手 当		
	休 日 手 当		
	精 皆 勤 手 当		
	住 宅 手 当		
	营 業 手 当		
	資 格 手 当		
	欠勤・遅・早退		
	① 月例給与計		
	② 非課税分賃金額		
③ 支給金額合計①+②			
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険		
	厚生年金基金 及び基金掛金		
	雇 用 保 険		
	④ 小 計		
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	旅 行 積 立 金 等		
	財 形 貯 蓄		
	親 睦 会 費		
	生 命 保 険		
	組 合 費		
	癌 保 険		
	食 事 控 除		
⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥			

所属名

給与支給明細書

所属	社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間			
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険	社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除		
雇用対象外		総支給金額		控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額			

所属名

給与支給明細書

所属	社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間			
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険	社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除		
雇用対象外		総支給金額		控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額			

所属名

給与支給明細書

所属	社員番号		氏名		平成 年 月分		就業日数 就業時間			
出勤	休出	特休	有休	欠勤	出勤時間	遅早時間	普通残業	深夜残業	休出残業	残業予備
基本給		職能給		役職手当	家族手当	住宅手当	営業手当	地域手当	資格手当	
皆勤手当		精勤手当		指導手当	特別手当	食事手当	残業手当	通勤手当	減額金	
健康保険料		厚生年金保険		雇用保険	所得税	住民税	旅行積立	財形貯蓄	親睦会費	
預り金		生命保険	社宅費	共済借入金	購買部	組合会費	癌保険	食事控除		
雇用対象外		総支給金額		控除合計額	差引支給額	銀行振込額	現金支給額			

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

	支 給 月 分	月 分	月 分	月 分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
	② 非課税分賃金額			
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支 給 月 分	月分	月分	月分
所 属			
氏 名			
月 例 給 与	基 本 給		
	家 族 手 当		
	役 職 手 当		
	残 業 手 当		
	深 夜 手 当		
	休 日 手 当		
	精 皆 勤 手 当		
	住 宅 手 当		
	営 業 手 当		
	資 格 手 当		
	欠 勤 ・ 遅 ・ 早 退		
	① 月例給与計		
	② 非課税分賃金額		
③ 支給金額合計①+②			
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険		
	厚生年金基金 及び基金掛金		
	雇 用 保 険		
	④ 小 計		
⑤ 差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	旅 行 積 立 金 等		
	財 形 貯 蓄		
	親 睦 会 費		
	生 命 保 険		
	組 合 費		
	癌 保 険		
	食 事 控 除		
⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥			

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支 給 月 分		賞 与 分	賞 与 分	賞 与 分
所 属				
氏 名				
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④		( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年 月 日

## 給 与 台 帳

	支 給 月 分	月 分	月 分	月 分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
	⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥				



支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支給月分		月分	月分	月分
所 属				
氏 名				
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
	② 非課税分賃金額			
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

	支給月分	月分	月分	月分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④	( 入 )	( 入 )	( 入 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支給月分	月分	月分	月分
所 属			
氏 名			
月 例 給 与	基 本 給		
	家 族 手 当		
	役 職 手 当		
	残 業 手 当		
	深 夜 手 当		
	休 日 手 当		
	精 皆 勤 手 当		
	住 宅 手 当		
	営 業 手 当		
	資 格 手 当		
	欠勤・遅・早退		
	① 月例給与計		
	② 非課税分賃金額		
③ 支給金額合計①+②			
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険		
	厚生年金基金 及び基金掛金		
	雇 用 保 険		
	④ 小 計		
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	旅 行 積 立 金 等		
	財 形 貯 蓄		
	親 睦 会 費		
	生 命 保 険		
	組 合 費		
	癌 保 険		
	食 事 控 除		
⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥			

支給日 年 月 日

## 給 与 台 帳

	支給月分	月分	月分	月分
	所 属			
	氏 名			
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )	
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支給月分		月分	月分	月分
所 属				
氏 名				
月 例 給 与	基 本 給			
	家 族 手 当			
	役 職 手 当			
	残 業 手 当			
	深 夜 手 当			
	休 日 手 当			
	精 皆 勤 手 当			
	住 宅 手 当			
	営 業 手 当			
	資 格 手 当			
	欠勤・遅・早退			
	① 月例給与計			
② 非課税分賃金額				
③ 支給金額合計①+②				
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険			
	厚生年金基金 及び基金掛金			
	雇 用 保 険			
	④ 小 計			
⑤差引控除後の金額①-④		( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税			
	市 町 村 民 税			
	旅 行 積 立 金 等			
	財 形 貯 蓄			
	親 睦 会 費			
	生 命 保 険			
	組 合 費			
	癌 保 険			
	食 事 控 除			
⑥ 小 計				
差引支給額 ③-④-⑥				

支給日 年 月 日

## 給 与 台 帳

支給月分	賞与 分	賞与 分	賞与 分
所 属			
氏 名			
月 例 給 与	基 本 給		
	家 族 手 当		
	役 職 手 当		
	残 業 手 当		
	深 夜 手 当		
	休 日 手 当		
	精 皆 勤 手 当		
	住 宅 手 当		
	営 業 手 当		
	資 格 手 当		
	欠勤・遅・早退		
	① 月例給与計		
② 非課税分賃金額			
③ 支給金額合計①+②			
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険		
	厚生年金基金 及び基金掛金		
	雇 用 保 険		
	④ 小 計		
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	旅 行 積 立 金 等		
	財 形 貯 蓄		
	親 睦 会 費		
	生 命 保 険		
	組 合 費		
	癌 保 険		
	食 事 控 除		
⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥			

支給日 年  
月 日

## 給 与 台 帳

支 給 月 分	月分	月分	月分
所 属			
氏 名			
月 例 給 与	基 本 給		
	家 族 手 当		
	役 職 手 当		
	残 業 手 当		
	深 夜 手 当		
	休 日 手 当		
	精 皆 勤 手 当		
	住 宅 手 当		
	営 業 手 当		
	資 格 手 当		
	欠勤・遅・早退		
	① 月例給与計		
② 非課税分賃金額			
③ 支給金額合計①+②			
社 会 保 険 料 控 除 額	健 康 保 険		
	厚生年金基金 及び基金掛金		
	雇 用 保 険		
	④ 小 計		
⑤差引控除後の金額①-④	( 人 )	( 人 )	( 人 )
控 除 金 額	所 得 税		
	市 町 村 民 税		
	旅 行 積 立 金 等		
	財 形 貯 蓄		
	親 睦 会 費		
	生 命 保 険		
	組 合 費		
	癌 保 険		
	食 事 控 除		
⑥ 小 計			
差引支給額 ③-④-⑥			

(フリガナ) 氏名	年 月 日			整理番号
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	差引残高	引	差引残高	円
同上の税額につき還付又は徴収した月区分	還付又は徴収した税額	円	還付又は徴収した税額	円
月別	月別	月別	月別	月別
1	2	3	4	5

(郵便番号)	住所	職名	給与支給金額	社会保険料の控除額	社会保険料控除後の金額	扶養親族等の人数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

区分	支月日	給金額	社会保険料の控除額	社会保険料控除後の金額	扶養親族等の人数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
計						③		
賞						(税率 %)		
与						(税率 %)		
等						(税率 %)		
計						(税率 %)		
計						⑥		

区分	金額	分	税額	税額
1		①		③
2		④		⑥
3		⑦		⑧
4		⑨		
5		⑩		
6		⑪		
7		⑫		
8		⑬		
9		⑭		
10		⑮		
11		⑯		
12		⑰		
計		⑱		⑲
住宅取得等特別控除額		⑳		
差引年税額(⑱-⑳)		㉑		
差引超過額又は不足額(㉑-㉒)		㉒		
超過額		㉓		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		㉔		
差引還付する金額(㉓-㉔)		㉕		
同様のうち		㉖		
本年最後の給与から徴収する金額		㉗		
不足額の精算		㉘		
翌年に繰り越して徴収する金額		㉙		

甲欄  
乙欄

平成 年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿





甲欄 乙欄

氏名 (フリガナ) \_\_\_\_\_ (生年月日) \_\_\_\_\_ 年 月 日

整理番号 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

(郵便番号) \_\_\_\_\_

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	同上の税額につき還付又は徴収した税額		差引税額		差引税額		差引税額		配属者の有無
	月	月	月	月	月	月	月	月	
控除対象配偶者 一般 有・無	老人 有・無	扶養親族 有・無	特定扶養親族 有・無	老人扶養親族 有・無	その他 有・無	障害者等 (該当するものを○で囲んでください)	障害者等 (該当するものを○で囲んでください)	障害者等 (該当するものを○で囲んでください)	配属者の有無
申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	申告の有無	配属者の有無
扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	扶養控除等の申告	配属者の有無
従たる給与から控除する控除対象配偶者と扶養親族との合計数	個人年金保険料支払額	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金	長期用宅借入金

所属区分	支給年月日	給金額	社会保険料の控除額	社会保険料の給付等	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	
									月	月
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
計										
計										
計										
計										
計										
計										

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
合計	⑤	⑦

平成 年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

前月中に通常の場合に支給しないなかつた場合に支給する賞与の税額計算												
月区分	支給日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	税額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
① 社会保険料控除後の金額 ② ①×キ又は① ③ ②に対する月額表に定める税額 ④ ①×キ又は① ⑤ ③×6又は①×6 ⑥ ②に対する月額表に定める税額 ⑦ ④×6又は①×6 ⑧ ⑤×6又は①×6												
支給する賞与の金額が、前月中に支給した場合の賞与の税額計算												
月区分	支給日	第1回	第2回	第3回								
		円	円	円								

給料・手当等の支給金額の内訳

就年退退	職日	職分	支給確定			退職所得控除額	退職所得金額	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額			差引退職所得控除額				
			年	月	日			自	年	月	日	自	年	月	日
			年	年	年			年	年	年	年	年	年	年	年
1	通常の場合	支給金額	①	円	円	円	②	円	③	円	円	円	④	円	
2	追加支給をする場合	追加支給の金額	①	円	円	円	②	円	④	円	円	円	⑤	円	
3	その年・年中に他から受けた退職手当がある場合	支給金額	①	円	円	円	②	円	④	円	円	円	⑤	円	

退職所得の税額計算

所属	職名	住所	(郵便番号)	氏名	(フリガナ)	年 月 日	整理番号
支 給 日	給 支 月 日	給 支 月 日	給 支 月 日	給 支 月 日	給 支 月 日	給 支 月 日	給 支 月 日
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	計	①	②	③
賞	与	等	計	④	⑤	⑥	⑦

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	差引残高	運付又は徴収した税額	差引残高	運付又は徴収した税額
同上の税額につき徴収した月別区分	運付又は徴収した税額	差引残高	運付又は徴収した税額	差引残高
1	2	3	4	5
6	7	8	9	10
11	12	計	①	②
13	14	15	16	17
18	19	20	21	22
23	24	25	26	27
28	29	30	31	32

甲欄 乙欄

平成 年分 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

前月中に通常に支給する賞与の税額計算  
 かつた場合に支給する賞与の税額計算

月区分	支給日	基本給	家族手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	総支給金額	前月中に通常に支給する賞与の税額計算			かつた場合に支給する賞与の税額計算				
											区分	分	回	第1回	第2回	第3回	区分	分
											支給月日							
											社会保険料控除後の賞与の金額							
											① × 半又は半							
											②に対する月額表に定める税額							
											算出額(③×6又は12)							
											支給する賞与の金額が、前月中に支給した通常支給する賞与の10倍を超える場合の賞与の税額計算							
											区分	分	回	第1回	第2回	第3回		
											支給月日							
											社会保険料控除後の賞与の金額							
											① × 半又は半							
											②+前月の社会保険料控除後の給与等の金額							
											③に対する月額表に定める税額							
											④-前月の社会保険料控除後の給与等の金額							
											算出税額(⑤×6又は12)							
											申請書の受付月日	徴収猶予月日	徴収猶予期間	雑損失又は繰越雑損失がある場合の徴収猶予限度額				
											月日	月日	自	月	日			
											災害減免法による徴収猶予関係							

給料・手当等の支給金額の内訳

就職年月日	職退職	職分	普通・障害	支払確定年月日	手当	手当	手当	手当	手当	手当	手当	勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	勤続年数に適用された前の退職手当に該当する勤続年数及びその勤続年数に応ずる控除の金額	差引退職所得控除額		昭和63.平成元.2.3.年中の退職手当の有無等		
														①	②			
														自	年	月	日	(年)
														至	年	月	日	(年)
														①	円			
														②	円			
1	通常の場合	支給金額	①	円	退職所得控除額	②	円	課税退職所得金額	③	円	③に対する税額	(申告がないとき)	④	円				
2	追加支給をする場合	追加支給の金額	①	円	前に支給した退職手当	②	円	合計支給額	④	円	課税退職所得金額	(④-②)×半	⑤	円				
3	その年次に他から受けた退職手当がある場合	支給金額	①	円	同上の徴収税額	③	円	同上の退職所得控除	⑤	円	課税退職所得金額	(④-⑤)×半	⑥	円				

退職所得の税額計算

## 参 考 資 料

平成5年4月以降分の給与所得の源泉徴収税額表

(一) (月 額 表……所得税法別表第二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
84,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与等の金額の7%に相当する金額	
84,000	85,000	120	0	0	0	0	0	0	0	6,200	
85,000	86,000	220	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
86,000	87,000	320	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
87,000	88,000	420	0	0	0	0	0	0	0	6,300	
88,000	89,000	520	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
89,000	90,000	620	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
90,000	91,000	720	0	0	0	0	0	0	0	6,400	
91,000	92,000	820	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
92,000	93,000	920	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
93,000	94,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	6,500	
94,000	95,000	1,120	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
95,000	96,000	1,220	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
96,000	97,000	1,320	0	0	0	0	0	0	0	6,600	
97,000	98,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
98,000	99,000	1,520	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
99,000	101,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,700	
101,000	103,000	1,870	0	0	0	0	0	0	0	7,100	
103,000	105,000	2,070	0	0	0	0	0	0	0	7,200	
105,000	107,000	2,270	0	0	0	0	0	0	0	7,400	
107,000	109,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,500	
109,000	111,000	2,670	0	0	0	0	0	0	0	7,600	
111,000	113,000	2,870	0	0	0	0	0	0	0	7,800	
113,000	115,000	3,070	150	0	0	0	0	0	0	8,000	
115,000	117,000	3,270	350	0	0	0	0	0	0	8,200	
117,000	119,000	3,470	550	0	0	0	0	0	0	8,400	
119,000	121,000	3,670	750	0	0	0	0	0	0	8,600	
121,000	123,000	3,870	950	0	0	0	0	0	0	8,700	
123,000	125,000	4,070	1,150	0	0	0	0	0	0	8,900	
125,000	127,000	4,270	1,350	0	0	0	0	0	0	9,100	
127,000	129,000	4,470	1,550	0	0	0	0	0	0	9,300	
129,000	131,000	4,670	1,750	0	0	0	0	0	0	9,500	
131,000	133,000	4,870	1,950	0	0	0	0	0	0	9,700	
133,000	135,000	5,070	2,150	0	0	0	0	0	0	9,900	
135,000	137,000	5,240	2,330	0	0	0	0	0	0	10,100	
137,000	139,000	5,370	2,450	0	0	0	0	0	0	10,300	
139,000	141,000	5,510	2,590	0	0	0	0	0	0	10,500	
141,000	143,000	5,650	2,730	0	0	0	0	0	0	10,600	
143,000	145,000	5,790	2,870	0	0	0	0	0	0	10,800	
145,000	147,000	5,930	3,010	0	0	0	0	0	0	11,000	
147,000	149,000	6,070	3,150	230	0	0	0	0	0	11,200	
149,000	151,000	6,210	3,290	370	0	0	0	0	0	11,400	
151,000	153,000	6,350	3,430	510	0	0	0	0	0	11,600	
153,000	155,000	6,490	3,570	650	0	0	0	0	0	11,800	
155,000	157,000	6,630	3,710	790	0	0	0	0	0	12,000	
157,000	159,000	6,770	3,850	930	0	0	0	0	0	12,200	

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
159,000	161,000	6,910	3,990	1,070	0	0	0	0	0	0	12,400
161,000	163,000	7,050	4,130	1,210	0	0	0	0	0	0	12,700
163,000	165,000	7,190	4,270	1,350	0	0	0	0	0	0	13,300
165,000	167,000	7,330	4,410	1,490	0	0	0	0	0	0	13,900
167,000	169,000	7,470	4,550	1,630	0	0	0	0	0	0	14,500
169,000	171,000	7,610	4,690	1,770	0	0	0	0	0	0	15,100
171,000	173,000	7,750	4,830	1,910	0	0	0	0	0	0	15,700
173,000	175,000	7,890	4,970	2,050	0	0	0	0	0	0	16,200
175,000	177,000	8,030	5,110	2,190	0	0	0	0	0	0	16,800
177,000	179,000	8,170	5,250	2,330	0	0	0	0	0	0	17,400
179,000	181,000	8,310	5,390	2,470	0	0	0	0	0	0	18,000
181,000	183,000	8,450	5,530	2,610	0	0	0	0	0	0	18,600
183,000	185,000	8,590	5,670	2,750	0	0	0	0	0	0	19,200
185,000	187,000	8,730	5,810	2,890	0	0	0	0	0	0	19,800
187,000	189,000	8,870	5,950	3,030	120	0	0	0	0	0	20,300
189,000	191,000	9,010	6,090	3,170	260	0	0	0	0	0	20,900
191,000	193,000	9,150	6,230	3,310	400	0	0	0	0	0	21,400
193,000	195,000	9,290	6,370	3,450	540	0	0	0	0	0	22,000
195,000	197,000	9,430	6,510	3,590	680	0	0	0	0	0	22,600
197,000	199,000	9,570	6,650	3,730	820	0	0	0	0	0	23,100
199,000	201,000	9,710	6,790	3,870	960	0	0	0	0	0	23,700
201,000	203,000	9,850	6,930	4,010	1,100	0	0	0	0	0	24,300
203,000	205,000	9,990	7,070	4,150	1,240	0	0	0	0	0	24,900
205,000	207,000	10,130	7,210	4,290	1,380	0	0	0	0	0	25,600
207,000	209,000	10,270	7,350	4,430	1,520	0	0	0	0	0	26,300
209,000	211,000	10,410	7,490	4,570	1,660	0	0	0	0	0	26,900
211,000	213,000	10,550	7,630	4,710	1,800	0	0	0	0	0	27,600
213,000	215,000	10,690	7,770	4,850	1,940	0	0	0	0	0	28,200
215,000	217,000	10,830	7,910	4,990	2,080	0	0	0	0	0	28,900
217,000	219,000	10,970	8,050	5,130	2,220	0	0	0	0	0	29,600
219,000	221,000	11,110	8,190	5,270	2,360	0	0	0	0	0	30,200
221,000	224,000	11,280	8,370	5,450	2,530	0	0	0	0	0	30,900
224,000	227,000	11,490	8,580	5,660	2,740	0	0	0	0	0	31,900
227,000	230,000	11,700	8,790	5,870	2,950	0	0	0	0	0	32,900
230,000	233,000	11,910	9,000	6,080	3,160	250	0	0	0	0	33,900
233,000	236,000	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	0	0	0	34,800
236,000	239,000	12,330	9,420	6,500	3,580	670	0	0	0	0	35,800
239,000	242,000	12,540	9,630	6,710	3,790	880	0	0	0	0	36,800
242,000	245,000	12,750	9,840	6,920	4,000	1,090	0	0	0	0	37,800
245,000	248,000	12,960	10,050	7,130	4,210	1,300	0	0	0	0	38,800
248,000	251,000	13,170	10,260	7,340	4,420	1,510	0	0	0	0	39,800
251,000	254,000	13,380	10,470	7,550	4,630	1,720	0	0	0	0	40,800
254,000	257,000	13,590	10,680	7,760	4,840	1,930	0	0	0	0	41,800
257,000	260,000	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	0	0	0	42,800
260,000	263,000	14,010	11,100	8,180	5,260	2,350	0	0	0	0	43,800
263,000	266,000	14,220	11,310	8,390	5,470	2,560	0	0	0	0	44,700
266,000	269,000	14,430	11,520	8,600	5,680	2,770	0	0	0	0	45,700
269,000	272,000	14,640	11,730	8,810	5,890	2,980	0	0	0	0	46,500
272,000	275,000	14,850	11,940	9,020	6,100	3,190	270	0	0	0	47,100
275,000	278,000	15,080	12,160	9,240	6,330	3,410	490	0	0	0	47,800



## (三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
278,000	281,000	15,320	12,400	9,480	6,570	3,650	730	0	0	48,900	
281,000	284,000	15,560	12,640	9,720	6,810	3,890	970	0	0	50,200	
284,000	287,000	15,800	12,880	9,960	7,050	4,130	1,210	0	0	51,500	
287,000	290,000	16,040	13,120	10,200	7,290	4,370	1,450	0	0	52,800	
290,000	293,000	16,280	13,360	10,440	7,530	4,610	1,690	0	0	54,100	
293,000	296,000	16,520	13,600	10,680	7,770	4,850	1,930	0	0	55,400	
296,000	299,000	16,760	13,840	10,920	8,010	5,090	2,170	0	0	56,700	
299,000	302,000	17,000	14,080	11,160	8,250	5,330	2,410	0	0	58,000	
302,000	305,000	17,240	14,320	11,400	8,490	5,570	2,650	0	0	59,300	
305,000	308,000	17,480	14,560	11,640	8,730	5,810	2,890	0	0	60,600	
308,000	311,000	17,720	14,800	11,880	8,970	6,050	3,130	220	0	61,900	
311,000	314,000	17,960	15,040	12,120	9,210	6,290	3,370	460	0	63,200	
314,000	317,000	18,200	15,280	12,360	9,450	6,530	3,610	700	0	64,500	
317,000	320,000	18,440	15,520	12,600	9,690	6,770	3,850	940	0	65,900	
320,000	323,000	18,680	15,760	12,840	9,930	7,010	4,090	1,180	0	67,200	
323,000	326,000	18,920	16,000	13,080	10,170	7,250	4,330	1,420	0	68,500	
326,000	329,000	19,160	16,240	13,320	10,410	7,490	4,570	1,660	0	69,800	
329,000	332,000	19,400	16,480	13,560	10,650	7,730	4,810	1,900	0	71,100	
332,000	335,000	19,640	16,720	13,800	10,890	7,970	5,050	2,140	0	72,400	
335,000	338,000	19,880	16,960	14,040	11,130	8,210	5,290	2,380	0	73,700	
338,000	341,000	20,120	17,200	14,280	11,370	8,450	5,530	2,620	0	75,000	
341,000	344,000	20,360	17,440	14,520	11,610	8,690	5,770	2,860	0	76,400	
344,000	347,000	20,600	17,680	14,760	11,850	8,930	6,010	3,100	180	77,700	
347,000	350,000	20,840	17,920	15,000	12,090	9,170	6,250	3,340	420	79,000	
350,000	353,000	21,080	18,160	15,240	12,330	9,410	6,490	3,580	660	80,300	
353,000	356,000	21,320	18,400	15,480	12,570	9,650	6,730	3,820	900	81,700	
356,000	359,000	21,560	18,640	15,720	12,810	9,890	6,970	4,060	1,140	83,000	
359,000	362,000	21,800	18,880	15,960	13,050	10,130	7,210	4,300	1,380	84,300	
362,000	365,000	22,040	19,120	16,200	13,290	10,370	7,450	4,540	1,620	85,600	
365,000	368,000	22,280	19,360	16,440	13,530	10,610	7,690	4,780	1,860	87,000	
368,000	371,000	22,520	19,600	16,680	13,770	10,850	7,930	5,020	2,100	88,300	
371,000	374,000	22,760	19,840	16,920	14,010	11,090	8,170	5,260	2,340	89,600	
374,000	377,000	23,000	20,080	17,160	14,250	11,330	8,410	5,500	2,580	91,000	
377,000	380,000	23,240	20,320	17,400	14,490	11,570	8,650	5,740	2,820	92,300	
380,000	383,000	23,480	20,560	17,640	14,730	11,810	8,890	5,980	3,060	93,600	
383,000	386,000	23,720	20,800	17,880	14,970	12,050	9,130	6,220	3,300	94,900	
386,000	389,000	23,960	21,040	18,120	15,210	12,290	9,370	6,460	3,540	96,300	
389,000	392,000	24,200	21,280	18,360	15,450	12,530	9,610	6,700	3,780	97,600	
392,000	395,000	24,440	21,520	18,600	15,690	12,770	9,850	6,940	4,020	98,900	
395,000	398,000	24,680	21,760	18,840	15,930	13,010	10,090	7,180	4,260	100,200	
398,000	401,000	24,920	22,000	19,080	16,170	13,250	10,330	7,420	4,500	101,600	
401,000	404,000	25,160	22,240	19,320	16,410	13,490	10,570	7,660	4,740	102,900	
404,000	407,000	25,400	22,480	19,560	16,650	13,730	10,810	7,900	4,980	104,200	
407,000	410,000	25,640	22,720	19,800	16,890	13,970	11,050	8,140	5,220	105,600	
410,000	413,000	25,880	22,960	20,040	17,130	14,210	11,290	8,380	5,460	106,900	
413,000	416,000	26,120	23,200	20,280	17,370	14,450	11,530	8,620	5,700	108,200	
416,000	419,000	26,360	23,440	20,520	17,610	14,690	11,770	8,860	5,940	109,500	
419,000	422,000	26,600	23,680	20,760	17,850	14,930	12,010	9,100	6,180	110,900	
422,000	425,000	26,840	23,920	21,000	18,090	15,170	12,250	9,340	6,420	112,300	
425,000	428,000	27,080	24,160	21,240	18,330	15,410	12,490	9,580	6,660	113,700	

## (四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									乙
		扶養親族等の数									
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額									税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
428,000	431,000	29,640	24,400	21,480	18,570	15,650	12,730	9,820	6,900	117,000	
431,000	434,000	30,120	24,640	21,720	18,810	15,890	12,970	10,060	7,140	119,000	
434,000	437,000	30,600	24,880	21,960	19,050	16,130	13,210	10,300	7,380	121,000	
437,000	440,000	31,080	25,240	22,200	19,290	16,370	13,450	10,540	7,620	123,100	
440,000	443,000	31,560	25,720	22,440	19,530	16,610	13,690	10,780	7,860	125,100	
443,000	446,000	32,040	26,200	22,680	19,770	16,850	13,930	11,020	8,100	127,200	
446,000	449,000	32,520	26,680	22,920	20,010	17,090	14,170	11,260	8,340	129,200	
449,000	452,000	33,000	27,160	23,160	20,250	17,330	14,410	11,500	8,580	131,200	
452,000	455,000	33,480	27,640	23,400	20,490	17,570	14,650	11,740	8,820	133,300	
455,000	458,000	33,960	28,120	23,640	20,730	17,810	14,890	11,980	9,060	135,300	
458,000	461,000	34,440	28,600	23,880	20,970	18,050	15,130	12,220	9,300	137,400	
461,000	464,000	34,920	29,080	24,120	21,210	18,290	15,370	12,460	9,540	139,200	
464,000	467,000	35,400	29,560	24,360	21,450	18,530	15,610	12,700	9,780	140,800	
467,000	470,000	35,880	30,040	24,600	21,690	18,770	15,850	12,940	10,020	142,500	
470,000	473,000	36,360	30,520	24,840	21,930	19,010	16,090	13,180	10,260	144,100	
473,000	476,000	36,840	31,000	25,170	22,170	19,250	16,330	13,420	10,500	145,700	
476,000	479,000	37,320	31,480	25,650	22,410	19,490	16,570	13,660	10,740	147,400	
479,000	482,000	37,800	31,960	26,130	22,650	19,730	16,810	13,900	10,980	149,000	
482,000	485,000	38,280	32,440	26,610	22,890	19,970	17,050	14,140	11,220	150,600	
485,000	488,000	38,760	32,920	27,090	23,130	20,210	17,290	14,380	11,460	152,300	
488,000	491,000	39,240	33,400	27,570	23,370	20,450	17,530	14,620	11,700	153,900	
491,000	494,000	39,720	33,880	28,050	23,610	20,690	17,770	14,860	11,940	155,600	
494,000	497,000	40,200	34,360	28,530	23,850	20,930	18,010	15,100	12,180	157,200	
497,000	500,000	40,680	34,840	29,010	24,090	21,170	18,250	15,340	12,420	158,800	
500,000円		40,920	35,080	29,250	24,210	21,290	18,370	15,460	12,540	160,500	
500,000円を超え 690,000円に満た ない金額		500,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 500,000円を超える金額の18%に相当する金額を加算した金額									160,500円に、 その月の社会 保険料控除後 の給与等の 金額のうち 500,000円を 超える金額の 47%に相当す る金額を加算 した金額
690,000円		円 75,120	円 69,280	円 63,450	円 58,410	円 55,490	円 52,570	円 49,660	円 46,740		
690,000円を超え 830,000円に満た ない金額		690,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 690,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額									
830,000円		円 112,920	円 107,080	円 101,250	円 96,210	円 93,290	円 90,370	円 87,460	円 84,540		
830,000円を超え 1,050,000円に満た ない金額		830,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 830,000円を超える金額の28.5%に相当する金額を加算した金額									

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以 上 未 満	税 額									税 額
1,050,000円	円 175,620	円 169,780	円 163,950	円 158,910	円 155,990	円 153,070	円 150,160	円 147,240		
1,050,000円を超え 1,930,000円に満た ない金額	1,050,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,050,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額									
1,930,000円	円 510,020	円 504,180	円 498,350	円 493,310	円 490,390	円 487,470	円 484,560	円 481,640		
1,930,000円を超え る金額	1,930,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,930,000円を超える金額の47%に相当する金額を加算した金額									
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超え る1人ごとに2,920円を控除した金額										従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合は、 当該申告書 に記載された 扶養親族等 の数に同じ 扶養親族等 1人ごとに 2,920円を上 つ各欄によつ て求めた税額 から控除した 金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいいます。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりです。

- 1 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があった人については、
  - (1) まず、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求めます。
  - (2) その申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額です。
  - (3) その申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,920円を控除した金額が、その求める税額です。
  - (4) (2)及び(3)の場合において、その申告書にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、老年者、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（勤労学生が特定の専修学校や各種学校の生徒又は認定職業訓練を受ける訓練生であるときは、その申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、特定の専修学校や各種学校の生徒又は認定職業訓練を受ける訓練生であることを証明する書類の提出があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、その申告書にその人の扶養親族等のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は租税特別措置法第41条の14第1項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例）の規定に該当する特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とします。
- 2 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない人（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。）については、その人のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった場合には、その申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,920円を控除した金額）が、その求める税額です。

平成5年4月以降分の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

(所得税法別表第四)

賞与の 金額に 乗ずる べき率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人		人	
	前 月 の 社 会 保 険 料 控									
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
%	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満	千円	千円未満
0	62	千円未満	84	千円未満	111	千円未満	143	千円未満		
2	62	66	84	90	111	122	143	158		
4	66	71	90	97	122	136	158	175		
6	71	76	97	275	136	275	175	275		
8	76	83	275	332	275	359	275	380	380	380
10	83	331	332	359	359	383	380	406	406	406
12	331	360	359	385	383	410	406	435	435	435
14	360	388	385	415	410	441	435	468	468	468
16	388	488	415	500	441	500	468	508	508	508
18	488	520	500	545	500	569	508	593	593	593
20	520	559	545	586	569	608	593	630	630	630
22	559	602	586	625	608	649	630	673	673	673
24	602	645	625	671	649	696	673	721	721	721
26	645	731	671	731	696	750	721	777	777	777
28	731	781	731	802	750	822	777	843	843	843
30	781	829	802	853	822	878	843	902	902	902
32	829	925	853	953	878	980	902	1,007	1,007	1,007
35	925	1,047	953	1,078	980	1,109	1,007	1,139	1,139	1,139
38	1,047	1,497	1,078	1,521	1,109	1,545	1,139	1,569	1,569	1,569
41	1,497	1,668	1,521	1,695	1,545	1,722	1,569	1,748	1,748	1,748
44	1,668	1,883	1,695	1,913	1,722	1,943	1,748	1,973	1,973	1,973
47	1,883 千円以上		1,913 千円以上		1,943 千円以上		1,973 千円以上			

- (注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいいます。  
 また、「賞与の金額に乗すべき率」の賞与の金額とは、賞与の金額から控除される社会保険料の金額がある場合は、その社会保険料控除後の金額をいいます。
- (備考) 賞与の金額に乗すべき率の求め方は、次のとおりです。
- 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出があった人については、4に該当する場合を除き、
    - まず、その人の前月中の給与等（賞与を除きます。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」といいます。）を控除した金額を求めます。
    - 次に、その申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。
    - (2)により求めた行と「賞与の金額に乗すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率です。
  - 1の場合において、「給与所得者の扶養控除等申告書」にその人が障害者（特別障害者を含みます。）、老年人、寡婦（特別の寡婦を含みます。）、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（勤労学生が特定の専修学校や各種学校の生徒又は認定職業訓練を受ける訓練生であるときは、その申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、特定の専修学校や各種学校の生徒又は認定職業訓練を受ける訓練生であることを証明する書類の提出があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、その申告書にその人の扶養親族等のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は租税特別措置法第41条の14第1項（同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等

等 の 数										乙	
4 人		5 人		6 人		7 人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
除後の給与等の金額											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
175	千円未満	205	千円未満	233	千円未満	261	千円未満				
175	193	205	223	233	253	261	284				
193	211	223	244	253	277	284	310				
211	275	244	275	277	306	310	343				
275	402	275	424	306	446	343	468				
402	429	424	453	446	476	468	499		199	千円未満	
429	460	453	485	476	511	499	538				
460	495	485	525	511	554	538	584				
495	541	525	573	554	603	584	631				
541	613	573	634	603	655	631	676				
613	652	634	674	655	696	676	718		199		301
652	696	674	720	696	743	718	767				
696	746	720	772	743	797	767	822				
746	805	772	832	797	862	822	891				
805	866	832	889	862	912	891	934				
866	926	889	951	912	975	934	999		301		335
926	1,034	951	1,061	975	1,088	999	1,115				
1,034	1,170	1,061	1,201	1,088	1,232	1,115	1,262				
1,170	1,593	1,201	1,617	1,232	1,641	1,262	1,665		335		611
1,593	1,775	1,617	1,801	1,641	1,828	1,665	1,855				
1,775	2,003	1,801	2,033	1,828	2,063	1,855	2,093				
2,003 千円以上		2,033 千円以上		2,063 千円以上		2,093 千円以上			611 千円以上		

の特例)の規定に該当する特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とします。

3 「給与所得者の扶養控除等申告書」の提出がない人(「従たる給与についての扶養控除等申告書」の提出があった人を含みます。)については、4に該当する場合を除き、

(1) その人の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求めます。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求めます。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率です。

4 前月中の給与等の金額がない場合や前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合又はその賞与の金額(その金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、所得税法第186条第1項第1号若しくは第2号又は第2項(賞与に係る徴収税額)の規定(同条第3項の規定を含みます。)により、月額表を使って税額を計算します。

5 1から4までの場合において、その人の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料の金額をその倍数で除して計算した金額を、それぞれ前月中の給与等の金額又はその金額から控除される社会保険料の金額とみなします。

納付書の書き方

◎源泉所得税の納付期限は、給与等の支払月の翌月10日です。  
 ※ 納付特例の方は、1月～6月支払分は7月10日、7月～12月支払分は翌年1月10日（納期限の特例の方は1月20日）です

従業員や専従者の給与は、この欄に記入してください。  
 支払年月日と納付の目的の年月は、同一となります。

(給) 給与所得、退職所得等の  
所得税徴収高計算書(写)

区分	支払年月日	人	支	給	税	額	額
俸給	4.7.1	5	1,000,000	千	48,550	円	
賞与	4.7.1	3	600,000	千	60,000	円	
専業主報酬							
年末調整による							
超過不足税額							
日雇労働者の賃金							
計							108,550
退職手当等							
井原工、税理士、司法書士等の報酬							
6月分給与	4.7.1	1	55,555	千	5,555	円	

・給与が翌月払の場合は、その月分を記入してください。  
 ・所在地、名称等に変更があった場合は、変更前のものを記入してください。

練馬東税務署

平成 4 年度 (電話) 03(3993)-3777

納税義務者番号 01234567

住所 (所在地) 練馬区栄町23-7 殿

納税義務者氏名 (名称) 株式会社 練馬東商事

納付の目的 平成 04 年 07 月 支払分源泉所得税

合計額 百 十 千 百 十 円

1 / 4 / 05

領収日付印

上記の合計額を領収しました。

◎この納付書は、3枚1組の複写式で、3枚から1枚を納付する場合は、必ず全3枚を提出してください。  
 ◎納付書に記載されている金額は、領収書の金額と一致していることを確認してください。  
 ◎納付書に誤りがある場合は、納付後1週間以内に納付書を返送してください。

必ず記入して下さい。  
 なお、法人成や納税地移転の場合は、番号が変わります。  
 ◎合計額の金額欄には必ず「\*」を記入してください。

みなし法人課税を選択した個人事業者の方は事業主報酬を記入してください。

◎給与等の支払をする者は、納付すべき源泉所得税額がない場合においても、この徴収高計算書（納付書）を期限までに税務署へ提出しなければなりません。（銀行では取り扱いません。）

住所、氏名は設立（開業）等の届出書に記入したものを書いてください。  
 個人の方は事業主となります。

(一) 平成4年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
651,000	円未満		1,722,000	1,776,000	1,075,400	1,972,000	1,976,000	1,215,400
			1,776,000	1,780,000	1,078,200	1,976,000	1,980,000	1,218,200
			1,780,000	1,784,000	1,081,000	1,980,000	1,984,000	1,221,000
			1,784,000	1,788,000	1,083,800	1,984,000	1,988,000	1,223,800
			1,788,000	1,792,000	1,086,600	1,988,000	1,992,000	1,226,600
651,000	1,619,000	給与等の金額から650,000円を控除した金額	1,792,000	1,796,000	1,089,400	1,992,000	1,996,000	1,229,400
			1,796,000	1,800,000	1,092,200	1,996,000	2,000,000	1,232,200
			1,800,000	1,804,000	1,095,000	2,000,000	2,004,000	1,235,000
			1,804,000	1,808,000	1,097,800	2,004,000	2,008,000	1,237,800
			1,808,000	1,812,000	1,100,600	2,008,000	2,012,000	1,240,600
1,619,000	1,620,000	969,000	1,812,000	1,816,000	1,103,400	2,012,000	2,016,000	1,243,400
1,620,000	1,622,000	970,000	1,816,000	1,820,000	1,106,200	2,016,000	2,020,000	1,246,200
1,622,000	1,624,000	972,000	1,820,000	1,824,000	1,109,000	2,020,000	2,024,000	1,249,000
1,624,000	1,628,000	974,000	1,824,000	1,828,000	1,111,800	2,024,000	2,028,000	1,251,800
1,628,000	1,632,000	976,800	1,828,000	1,832,000	1,114,600	2,028,000	2,032,000	1,254,600
1,632,000	1,636,000	979,200	1,832,000	1,836,000	1,117,400	2,032,000	2,036,000	1,257,400
1,636,000	1,640,000	981,600	1,836,000	1,840,000	1,120,200	2,036,000	2,040,000	1,260,200
1,640,000	1,644,000	984,000	1,840,000	1,844,000	1,123,000	2,040,000	2,044,000	1,263,000
1,644,000	1,648,000	986,400	1,844,000	1,848,000	1,125,800	2,044,000	2,048,000	1,265,800
1,648,000	1,652,000	988,800	1,848,000	1,852,000	1,128,600	2,048,000	2,052,000	1,268,600
1,652,000	1,656,000	991,400	1,852,000	1,856,000	1,131,400	2,052,000	2,056,000	1,271,400
1,656,000	1,660,000	994,200	1,856,000	1,860,000	1,134,200	2,056,000	2,060,000	1,274,200
1,660,000	1,664,000	997,000	1,860,000	1,864,000	1,137,000	2,060,000	2,064,000	1,277,000
1,664,000	1,668,000	999,800	1,864,000	1,868,000	1,139,800	2,064,000	2,068,000	1,279,800
1,668,000	1,672,000	1,002,600	1,868,000	1,872,000	1,142,600	2,068,000	2,072,000	1,282,600
1,672,000	1,676,000	1,005,400	1,872,000	1,876,000	1,145,400	2,072,000	2,076,000	1,285,400
1,676,000	1,680,000	1,008,200	1,876,000	1,880,000	1,148,200	2,076,000	2,080,000	1,288,200
1,680,000	1,684,000	1,011,000	1,880,000	1,884,000	1,151,000	2,080,000	2,084,000	1,291,000
1,684,000	1,688,000	1,013,800	1,884,000	1,888,000	1,153,800	2,084,000	2,088,000	1,293,800
1,688,000	1,692,000	1,016,600	1,888,000	1,892,000	1,156,600	2,088,000	2,092,000	1,296,600
1,692,000	1,696,000	1,019,400	1,892,000	1,896,000	1,159,400	2,092,000	2,096,000	1,299,400
1,696,000	1,700,000	1,022,200	1,896,000	1,900,000	1,162,200	2,096,000	2,100,000	1,302,200
1,700,000	1,704,000	1,025,000	1,900,000	1,904,000	1,165,000	2,100,000	2,104,000	1,305,000
1,704,000	1,708,000	1,027,800	1,904,000	1,908,000	1,167,800	2,104,000	2,108,000	1,307,800
1,708,000	1,712,000	1,030,600	1,908,000	1,912,000	1,170,600	2,108,000	2,112,000	1,310,600
1,712,000	1,716,000	1,033,400	1,912,000	1,916,000	1,173,400	2,112,000	2,116,000	1,313,400
1,716,000	1,720,000	1,036,200	1,916,000	1,920,000	1,176,200	2,116,000	2,120,000	1,316,200
1,720,000	1,724,000	1,039,000	1,920,000	1,924,000	1,179,000	2,120,000	2,124,000	1,319,000
1,724,000	1,728,000	1,041,800	1,924,000	1,928,000	1,181,800	2,124,000	2,128,000	1,321,800
1,728,000	1,732,000	1,044,600	1,928,000	1,932,000	1,184,600	2,128,000	2,132,000	1,324,600
1,732,000	1,736,000	1,047,400	1,932,000	1,936,000	1,187,400	2,132,000	2,136,000	1,327,400
1,736,000	1,740,000	1,050,200	1,936,000	1,940,000	1,190,200	2,136,000	2,140,000	1,330,200
1,740,000	1,744,000	1,053,000	1,940,000	1,944,000	1,193,000	2,140,000	2,144,000	1,333,000
1,744,000	1,748,000	1,055,800	1,944,000	1,948,000	1,195,800	2,144,000	2,148,000	1,335,800
1,748,000	1,752,000	1,058,600	1,948,000	1,952,000	1,198,600	2,148,000	2,152,000	1,338,600
1,752,000	1,756,000	1,061,400	1,952,000	1,956,000	1,201,400	2,152,000	2,156,000	1,341,400
1,756,000	1,760,000	1,064,200	1,956,000	1,960,000	1,204,200	2,156,000	2,160,000	1,344,200
1,760,000	1,764,000	1,067,000	1,960,000	1,964,000	1,207,000	2,160,000	2,164,000	1,347,000
1,764,000	1,768,000	1,069,800	1,964,000	1,968,000	1,209,800	2,164,000	2,168,000	1,349,800
1,768,000	1,772,000	1,072,600	1,968,000	1,972,000	1,212,600	2,168,000	2,172,000	1,352,600

## (四)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	
3,372,000	3,376,000	2,202,600	3,572,000	3,576,000	2,362,600	3,772,000	3,776,000	2,522,600
3,376,000	3,380,000	2,205,800	3,576,000	3,580,000	2,365,800	3,776,000	3,780,000	2,525,800
3,380,000	3,384,000	2,209,000	3,580,000	3,584,000	2,369,000	3,780,000	3,784,000	2,529,000
3,384,000	3,388,000	2,212,200	3,584,000	3,588,000	2,372,200	3,784,000	3,788,000	2,532,200
3,388,000	3,392,000	2,215,400	3,588,000	3,592,000	2,375,400	3,788,000	3,792,000	2,535,400
3,392,000	3,396,000	2,218,600	3,592,000	3,596,000	2,378,600	3,792,000	3,796,000	2,538,600
3,396,000	3,400,000	2,221,800	3,596,000	3,600,000	2,381,800	3,796,000	3,800,000	2,541,800
3,400,000	3,404,000	2,225,000	3,600,000	3,604,000	2,385,000	3,800,000	3,804,000	2,545,000
3,404,000	3,408,000	2,228,200	3,604,000	3,608,000	2,388,200	3,804,000	3,808,000	2,548,200
3,408,000	3,412,000	2,231,400	3,608,000	3,612,000	2,391,400	3,808,000	3,812,000	2,551,400
3,412,000	3,416,000	2,234,600	3,612,000	3,616,000	2,394,600	3,812,000	3,816,000	2,554,600
3,416,000	3,420,000	2,237,800	3,616,000	3,620,000	2,397,800	3,816,000	3,820,000	2,557,800
3,420,000	3,424,000	2,241,000	3,620,000	3,624,000	2,401,000	3,820,000	3,824,000	2,561,000
3,424,000	3,428,000	2,244,200	3,624,000	3,628,000	2,404,200	3,824,000	3,828,000	2,564,200
3,428,000	3,432,000	2,247,400	3,628,000	3,632,000	2,407,400	3,828,000	3,832,000	2,567,400
3,432,000	3,436,000	2,250,600	3,632,000	3,636,000	2,410,600	3,832,000	3,836,000	2,570,600
3,436,000	3,440,000	2,253,800	3,636,000	3,640,000	2,413,800	3,836,000	3,840,000	2,573,800
3,440,000	3,444,000	2,257,000	3,640,000	3,644,000	2,417,000	3,840,000	3,844,000	2,577,000
3,444,000	3,448,000	2,260,200	3,644,000	3,648,000	2,420,200	3,844,000	3,848,000	2,580,200
3,448,000	3,452,000	2,263,400	3,648,000	3,652,000	2,423,400	3,848,000	3,852,000	2,583,400
3,452,000	3,456,000	2,266,600	3,652,000	3,656,000	2,426,600	3,852,000	3,856,000	2,586,600
3,456,000	3,460,000	2,269,800	3,656,000	3,660,000	2,429,800	3,856,000	3,860,000	2,589,800
3,460,000	3,464,000	2,273,000	3,660,000	3,664,000	2,433,000	3,860,000	3,864,000	2,593,000
3,464,000	3,468,000	2,276,200	3,664,000	3,668,000	2,436,200	3,864,000	3,868,000	2,596,200
3,468,000	3,472,000	2,279,400	3,668,000	3,672,000	2,439,400	3,868,000	3,872,000	2,599,400
3,472,000	3,476,000	2,282,600	3,672,000	3,676,000	2,442,600	3,872,000	3,876,000	2,602,600
3,476,000	3,480,000	2,285,800	3,676,000	3,680,000	2,445,800	3,876,000	3,880,000	2,605,800
3,480,000	3,484,000	2,289,000	3,680,000	3,684,000	2,449,000	3,880,000	3,884,000	2,609,000
3,484,000	3,488,000	2,292,200	3,684,000	3,688,000	2,452,200	3,884,000	3,888,000	2,612,200
3,488,000	3,492,000	2,295,400	3,688,000	3,692,000	2,455,400	3,888,000	3,892,000	2,615,400
3,492,000	3,496,000	2,298,600	3,692,000	3,696,000	2,458,600	3,892,000	3,896,000	2,618,600
3,496,000	3,500,000	2,301,800	3,696,000	3,700,000	2,461,800	3,896,000	3,900,000	2,621,800
3,500,000	3,504,000	2,305,000	3,700,000	3,704,000	2,465,000	3,900,000	3,904,000	2,625,000
3,504,000	3,508,000	2,308,200	3,704,000	3,708,000	2,468,200	3,904,000	3,908,000	2,628,200
3,508,000	3,512,000	2,311,400	3,708,000	3,712,000	2,471,400	3,908,000	3,912,000	2,631,400
3,512,000	3,516,000	2,314,600	3,712,000	3,716,000	2,474,600	3,912,000	3,916,000	2,634,600
3,516,000	3,520,000	2,317,800	3,716,000	3,720,000	2,477,800	3,916,000	3,920,000	2,637,800
3,520,000	3,524,000	2,321,000	3,720,000	3,724,000	2,481,000	3,920,000	3,924,000	2,641,000
3,524,000	3,528,000	2,324,200	3,724,000	3,728,000	2,484,200	3,924,000	3,928,000	2,644,200
3,528,000	3,532,000	2,327,400	3,728,000	3,732,000	2,487,400	3,928,000	3,932,000	2,647,400
3,532,000	3,536,000	2,330,600	3,732,000	3,736,000	2,490,600	3,932,000	3,936,000	2,650,600
3,536,000	3,540,000	2,333,800	3,736,000	3,740,000	2,493,800	3,936,000	3,940,000	2,653,800
3,540,000	3,544,000	2,337,000	3,740,000	3,744,000	2,497,000	3,940,000	3,944,000	2,657,000
3,544,000	3,548,000	2,340,200	3,744,000	3,748,000	2,500,200	3,944,000	3,948,000	2,660,200
3,548,000	3,552,000	2,343,400	3,748,000	3,752,000	2,503,400	3,948,000	3,952,000	2,663,400
3,552,000	3,556,000	2,346,600	3,752,000	3,756,000	2,506,600	3,952,000	3,956,000	2,666,600
3,556,000	3,560,000	2,349,800	3,756,000	3,760,000	2,509,800	3,956,000	3,960,000	2,669,800
3,560,000	3,564,000	2,353,000	3,760,000	3,764,000	2,513,000	3,960,000	3,964,000	2,673,000
3,564,000	3,568,000	2,356,200	3,764,000	3,768,000	2,516,200	3,964,000	3,968,000	2,676,200
3,568,000	3,572,000	2,359,400	3,768,000	3,772,000	2,519,400	3,968,000	3,972,000	2,679,400



## (六)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,162,600	4,772,000	4,776,000	3,322,600	4,972,000	4,976,000	3,482,600
4,576,000	4,580,000	3,165,800	4,776,000	4,780,000	3,325,800	4,976,000	4,980,000	3,485,800
4,580,000	4,584,000	3,169,000	4,780,000	4,784,000	3,329,000	4,980,000	4,984,000	3,489,000
4,584,000	4,588,000	3,172,200	4,784,000	4,788,000	3,332,200	4,984,000	4,988,000	3,492,200
4,588,000	4,592,000	3,175,400	4,788,000	4,792,000	3,335,400	4,988,000	4,992,000	3,495,400
4,592,000	4,596,000	3,178,600	4,792,000	4,796,000	3,338,600	4,992,000	4,996,000	3,498,600
4,596,000	4,600,000	3,181,800	4,796,000	4,800,000	3,341,800	4,996,000	5,000,000	3,501,800
4,600,000	4,604,000	3,185,000	4,800,000	4,804,000	3,345,000	5,000,000	5,004,000	3,505,000
4,604,000	4,608,000	3,188,200	4,804,000	4,808,000	3,348,200	5,004,000	5,008,000	3,508,200
4,608,000	4,612,000	3,191,400	4,808,000	4,812,000	3,351,400	5,008,000	5,012,000	3,511,400
4,612,000	4,616,000	3,194,600	4,812,000	4,816,000	3,354,600	5,012,000	5,016,000	3,514,600
4,616,000	4,620,000	3,197,800	4,816,000	4,820,000	3,357,800	5,016,000	5,020,000	3,517,800
4,620,000	4,624,000	3,201,000	4,820,000	4,824,000	3,361,000	5,020,000	5,024,000	3,521,000
4,624,000	4,628,000	3,204,200	4,824,000	4,828,000	3,364,200	5,024,000	5,028,000	3,524,200
4,628,000	4,632,000	3,207,400	4,828,000	4,832,000	3,367,400	5,028,000	5,032,000	3,527,400
4,632,000	4,636,000	3,210,600	4,832,000	4,836,000	3,370,600	5,032,000	5,036,000	3,530,600
4,636,000	4,640,000	3,213,800	4,836,000	4,840,000	3,373,800	5,036,000	5,040,000	3,533,800
4,640,000	4,644,000	3,217,000	4,840,000	4,844,000	3,377,000	5,040,000	5,044,000	3,537,000
4,644,000	4,648,000	3,220,200	4,844,000	4,848,000	3,380,200	5,044,000	5,048,000	3,540,200
4,648,000	4,652,000	3,223,400	4,848,000	4,852,000	3,383,400	5,048,000	5,052,000	3,543,400
4,652,000	4,656,000	3,226,600	4,852,000	4,856,000	3,386,600	5,052,000	5,056,000	3,546,600
4,656,000	4,660,000	3,229,800	4,856,000	4,860,000	3,389,800	5,056,000	5,060,000	3,549,800
4,660,000	4,664,000	3,233,000	4,860,000	4,864,000	3,393,000	5,060,000	5,064,000	3,553,000
4,664,000	4,668,000	3,236,200	4,864,000	4,868,000	3,396,200	5,064,000	5,068,000	3,556,200
4,668,000	4,672,000	3,239,400	4,868,000	4,872,000	3,399,400	5,068,000	5,072,000	3,559,400
4,672,000	4,676,000	3,242,600	4,872,000	4,876,000	3,402,600	5,072,000	5,076,000	3,562,600
4,676,000	4,680,000	3,245,800	4,876,000	4,880,000	3,405,800	5,076,000	5,080,000	3,565,800
4,680,000	4,684,000	3,249,000	4,880,000	4,884,000	3,409,000	5,080,000	5,084,000	3,569,000
4,684,000	4,688,000	3,252,200	4,884,000	4,888,000	3,412,200	5,084,000	5,088,000	3,572,200
4,688,000	4,692,000	3,255,400	4,888,000	4,892,000	3,415,400	5,088,000	5,092,000	3,575,400
4,692,000	4,696,000	3,258,600	4,892,000	4,896,000	3,418,600	5,092,000	5,096,000	3,578,600
4,696,000	4,700,000	3,261,800	4,896,000	4,900,000	3,421,800	5,096,000	5,100,000	3,581,800
4,700,000	4,704,000	3,265,000	4,900,000	4,904,000	3,425,000	5,100,000	5,104,000	3,585,000
4,704,000	4,708,000	3,268,200	4,904,000	4,908,000	3,428,200	5,104,000	5,108,000	3,588,200
4,708,000	4,712,000	3,271,400	4,908,000	4,912,000	3,431,400	5,108,000	5,112,000	3,591,400
4,712,000	4,716,000	3,274,600	4,912,000	4,916,000	3,434,600	5,112,000	5,116,000	3,594,600
4,716,000	4,720,000	3,277,800	4,916,000	4,920,000	3,437,800	5,116,000	5,120,000	3,597,800
4,720,000	4,724,000	3,281,000	4,920,000	4,924,000	3,441,000	5,120,000	5,124,000	3,601,000
4,724,000	4,728,000	3,284,200	4,924,000	4,928,000	3,444,200	5,124,000	5,128,000	3,604,200
4,728,000	4,732,000	3,287,400	4,928,000	4,932,000	3,447,400	5,128,000	5,132,000	3,607,400
4,732,000	4,736,000	3,290,600	4,932,000	4,936,000	3,450,600	5,132,000	5,136,000	3,610,600
4,736,000	4,740,000	3,293,800	4,936,000	4,940,000	3,453,800	5,136,000	5,140,000	3,613,800
4,740,000	4,744,000	3,297,000	4,940,000	4,944,000	3,457,000	5,140,000	5,144,000	3,617,000
4,744,000	4,748,000	3,300,200	4,944,000	4,948,000	3,460,200	5,144,000	5,148,000	3,620,200
4,748,000	4,752,000	3,303,400	4,948,000	4,952,000	3,463,400	5,148,000	5,152,000	3,623,400
4,752,000	4,756,000	3,306,600	4,952,000	4,956,000	3,466,600	5,152,000	5,156,000	3,626,600
4,756,000	4,760,000	3,309,800	4,956,000	4,960,000	3,469,800	5,156,000	5,160,000	3,629,800
4,760,000	4,764,000	3,313,000	4,960,000	4,964,000	3,473,000	5,160,000	5,164,000	3,633,000
4,764,000	4,768,000	3,316,200	4,964,000	4,968,000	3,476,200	5,164,000	5,168,000	3,636,200
4,768,000	4,772,000	3,319,400	4,968,000	4,972,000	3,479,400	5,168,000	5,172,000	3,639,400

(八)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,122,600	5,872,000	5,876,000	4,202,600	5,972,000	5,976,000	4,282,600
5,776,000	5,780,000	4,125,800	5,876,000	5,880,000	4,205,800	5,976,000	5,980,000	4,285,800
5,780,000	5,784,000	4,129,000	5,880,000	5,884,000	4,209,000	5,980,000	5,984,000	4,289,000
5,784,000	5,788,000	4,132,200	5,884,000	5,888,000	4,212,200	5,984,000	5,988,000	4,292,200
5,788,000	5,792,000	4,135,400	5,888,000	5,892,000	4,215,400	5,988,000	5,992,000	4,295,400
5,792,000	5,796,000	4,138,600	5,892,000	5,896,000	4,218,600	5,992,000	5,996,000	4,298,600
5,796,000	5,800,000	4,141,800	5,896,000	5,900,000	4,221,800	5,996,000	6,000,000	4,301,800
5,800,000	5,804,000	4,145,000	5,900,000	5,904,000	4,225,000			
5,804,000	5,808,000	4,148,200	5,904,000	5,908,000	4,228,200			
5,808,000	5,812,000	4,151,400	5,908,000	5,912,000	4,231,400			
5,812,000	5,816,000	4,154,600	5,912,000	5,916,000	4,234,600	6,000,000	10,000,000	給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,095,000円を控除した金額
5,816,000	5,820,000	4,157,800	5,916,000	5,920,000	4,237,800			
5,820,000	5,824,000	4,161,000	5,920,000	5,924,000	4,241,000			
5,824,000	5,828,000	4,164,200	5,924,000	5,928,000	4,244,200			
5,828,000	5,832,000	4,167,400	5,928,000	5,932,000	4,247,400			
5,832,000	5,836,000	4,170,600	5,932,000	5,936,000	4,250,600	10,000,000	15,000,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から1,595,000円を控除した金額
5,836,000	5,840,000	4,173,800	5,936,000	5,940,000	4,253,800			
5,840,000	5,844,000	4,177,000	5,940,000	5,944,000	4,257,000			
5,844,000	5,848,000	4,180,200	5,944,000	5,948,000	4,260,200			
5,848,000	5,852,000	4,183,400	5,948,000	5,952,000	4,263,400			
5,852,000	5,856,000	4,186,600	5,952,000	5,956,000	4,266,600			
5,856,000	5,860,000	4,189,800	5,956,000	5,960,000	4,269,800			
5,860,000	5,864,000	4,193,000	5,960,000	5,964,000	4,273,000			
5,864,000	5,868,000	4,196,200	5,964,000	5,968,000	4,276,200			
5,868,000	5,872,000	4,199,400	5,968,000	5,972,000	4,279,400	15,000,000円		12,655,000円

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額です。この場合において、給与等の金額が6,000,000円以上の人の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める給与所得控除後の給与等の金額とします。

平成4年分の年末調整のための所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
3,000,000円以下	10%	-	(A) × 10%
3,000,000円 超 6,000,000円以下	20%	30万円	(A) × 20% - 30万円
6,000,000円 超 10,000,000円以下	30%	90万円	(A) × 30% - 90万円
10,000,000円 超 12,305,000円以下	40%	190万円	(A) × 40% - 190万円

- (注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が1,230万5,000円を越える場合は、年末調整の対象となりません。

平成4年分の配偶者特別控除額の早見表

合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額
円 円	円	円 円	円
0 ~ 49,999	350,000	350,001 ~ 399,999	350,000
50,000 ~ 99,999	300,000	400,000 ~ 449,999	300,000
100,000 ~ 149,999	250,000	450,000 ~ 499,999	250,000
150,000 ~ 199,999	200,000	500,000 ~ 549,999	200,000
200,000 ~ 249,999	150,000	550,000 ~ 599,999	150,000
250,000 ~ 299,999	100,000	600,000 ~ 649,999	100,000
300,000 ~ 349,999	50,000	650,000 ~ 699,999	50,000
350,000円	0	700,000円以上	0

- (注) 配偶者の合計所得金額が350,000円以下である場合には、控除対象配偶者に該当しますので、配偶者控除額350,000円（老人控除対象配偶者の場合は450,000円、同居特別障害者である控除対象配偶者の場合は650,000円、同居特別障害者である老人控除対象配偶者の場合は750,000円）が別途控除されます。

健康保険標準報酬月額および保険料額表

(平成5年4月1日改定)  
単位:円

等級	標準報酬		報酬月額	保険料(被保険者負担分)			
	月額	日額		健康保険	厚生年金	女子	坑内員
健康保険	82/1,000	145/1,000	144.5/1,000	163/1,000			
1	80,000	2,670	83,000未満	3,280	5,800	5,780	6,520
2	85,000	2,870	83,000以上89,000未満	3,526	6,235	6,213.5	7,009
3	92,000	3,070	89,000以上95,000未満	3,772	6,670	6,647	7,498
4	98,000	3,270	95,000以上101,000未満	4,018	7,105	7,080.5	7,987
5	104,000	3,470	101,000以上107,000未満	4,264	7,540	7,514	8,476
6	110,000	3,670	107,000以上114,000未満	4,510	7,975	7,947.5	8,965
7	118,000	3,930	114,000以上122,000未満	4,838	8,555	8,525.5	9,617
8	126,000	4,200	122,000以上130,000未満	5,166	9,135	9,103.5	10,269
9	134,000	4,470	130,000以上138,000未満	5,494	9,715	9,681.5	10,921
10	142,000	4,730	138,000以上146,000未満	5,822	10,295	10,259.5	11,573
11	150,000	5,000	146,000以上155,000未満	6,150	10,875	10,837.5	12,225
12	160,000	5,330	155,000以上165,000未満	6,560	11,600	11,568	13,040
13	170,000	5,670	165,000以上175,000未満	6,970	12,325	12,282.5	13,855
14	180,000	6,000	175,000以上185,000未満	7,380	13,050	13,005	14,670
15	190,000	6,330	185,000以上195,000未満	7,790	13,775	13,727.5	15,485
16	200,000	6,670	195,000以上210,000未満	8,200	14,500	14,450	16,300
17	210,000	7,000	210,000以上230,000未満	8,610	15,225	15,165	17,115
18	240,000	8,000	230,000以上250,000未満	9,420	16,150	16,080	18,150
19	260,000	8,670	250,000以上270,000未満	9,830	17,075	17,000	19,185
20	280,000	9,330	270,000以上290,000未満	10,240	18,000	17,915	20,220
21	300,000	10,000	290,000以上310,000未満	10,650	18,925	18,830	21,255
22	320,000	10,670	310,000以上330,000未満	11,060	19,850	19,745	22,290
23	340,000	11,330	330,000以上350,000未満	11,470	20,775	20,660	23,325
24	360,000	12,000	350,000以上370,000未満	11,880	21,700	21,575	24,360
25	380,000	12,670	370,000以上395,000未満	12,290	22,625	22,490	25,395
26	410,000	13,670	395,000以上425,000未満	12,700	23,550	23,405	26,430
27	440,000	14,670	425,000以上455,000未満	13,110	24,475	24,280	27,465
28	470,000	15,670	455,000以上485,000未満	13,520	25,400	25,195	28,500
29	500,000	16,670	485,000以上515,000未満	13,930	26,325	26,110	29,535
30	530,000	17,670	515,000以上545,000未満	14,340	27,250	27,025	30,570
31	560,000	18,670	545,000以上575,000未満	14,750	28,175	27,940	31,605
32	590,000	19,670	575,000以上605,000未満	15,160	29,100	28,855	32,640
33	620,000	20,670	605,000以上635,000未満	15,570	30,025	29,770	33,675
34	650,000	21,670	635,000以上665,000未満	15,980	30,950	30,685	34,710
35	680,000	22,670	665,000以上695,000未満	16,390	31,875	31,600	35,745
36	710,000	23,670	695,000以上730,000未満	16,800	32,800	32,515	36,780
37	750,000	25,000	730,000以上770,000未満	17,210	33,725	33,430	37,815
38	790,000	26,330	770,000以上810,000未満	17,620	34,650	34,345	38,850
39	830,000	27,670	810,000以上855,000未満	18,030	35,575	35,260	39,885
40	880,000	29,330	855,000以上905,000未満	18,440	36,500	36,175	40,920
41	930,000	31,000	905,000以上955,000未満	18,850	37,425	37,090	41,955
42	980,000	32,670	955,000以上1,020,000未満	19,260	38,350	38,005	42,990

保険料は事業主と被保険者の折半負担です(1円未満の端数は原則として事業主の負担となります)。

雇用保険料額表

(平成5年4月1日現在)

(注) 1 A欄は、雇用保険料率が1.000分の1.5となる事業に適用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。  
2 B欄は、雇用保険料率が1.000分の1.35または1.000分の1.45となる事業に適用される被保険者が負担すべき一般保険料の額である。

等級	賃金額		新設産業一般職種	
	A	B	A	B
1	88,000円以上	92,000円未満	360円	450円
2	92,000円以上	96,000円未満	376円	470円
3	96,000円以上	100,000円未満	392円	490円
4	100,000円以上	104,000円未満	408円	510円
5	104,000円以上	108,000円未満	424円	530円
6	108,000円以上	112,000円未満	440円	550円
7	112,000円以上	116,000円未満	456円	570円
8	116,000円以上	120,000円未満	472円	590円
9	120,000円以上	124,000円未満	488円	610円
10	124,000円以上	128,000円未満	504円	630円
11	128,000円以上	132,000円未満	520円	650円
12	132,000円以上	136,000円未満	536円	670円
13	136,000円以上	140,000円未満	552円	690円
14	140,000円以上	145,000円未満	570円	713円
15	145,000円以上	150,000円未満	590円	736円
16	150,000円以上	155,000円未満	610円	763円
17	155,000円以上	160,000円未満	630円	786円
18	160,000円以上	165,000円未満	650円	813円
19	165,000円以上	170,000円未満	670円	838円
20	170,000円以上	175,000円未満	690円	863円
21	175,000円以上	180,000円未満	710円	888円
22	180,000円以上	186,000円未満	732円	915円
23	186,000円以上	192,000円未満	756円	945円
24	192,000円以上	198,000円未満	780円	975円
25	198,000円以上	204,000円未満	804円	1,005円
26	204,000円以上	210,000円未満	828円	1,035円
27	210,000円以上	216,000円未満	852円	1,065円
28	216,000円以上	223,000円未満	876円	1,098円
29	223,000円以上	230,000円未満	906円	1,133円
30	230,000円以上	238,000円未満	936円	1,170円
31	238,000円以上	246,000円未満	968円	1,210円
32	246,000円以上	255,000円未満	1,002円	1,253円
33	255,000円以上	264,000円未満	1,038円	1,298円
34	264,000円以上	274,000円未満	1,076円	1,345円
35	274,000円以上	284,000円未満	1,116円	1,395円
36	284,000円以上	295,000円未満	1,158円	1,448円
37	295,000円以上	306,000円未満	1,202円	1,503円
38	306,000円以上	318,000円未満	1,248円	1,560円
39	318,000円以上	330,000円未満	1,296円	1,620円
40	330,000円以上	343,000円未満	1,346円	1,683円
41	343,000円以上	356,000円未満	1,398円	1,748円
42	356,000円以上	370,000円未満	1,452円	1,815円
43	370,000円以上	384,000円未満	1,508円	1,885円
44	384,000円以上	399,000円未満	1,566円	1,958円
45	399,000円以上	414,000円未満	1,626円	2,033円
46	414,000円以上	430,000円未満	1,688円	2,110円
47	430,000円以上	447,000円未満	1,754円	2,183円
48	447,000円以上	465,000円未満	1,824円	2,260円

賃金額が98,000円未満または465,000円以上の被保険者が負担すべき一般保険料の額は、その賃金額に1,000分の1.000分の(4)雇用保険料率が1,000分の1.5または1,000分の1.45となる事業に適用される被保険者において、1円未満の端数を切り捨てるとする。この場合とす。